

令和4年度重点提案・要望書

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、国と地方が心を一つに全力を傾注しており、本県としても地域住民の安全・安心の確保に万全を期しつつ、経済再生との両立を図るための挑戦を続いているところです。この未曾有の危機を乗り越えたのち、地域を持続的に維持・発展させるためには、大きなリスクが顕在化した都市への人口集中を早急に是正し、地方への人の流れをつくり、地方創生を力強く進めなければなりません。

そのためには、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消し、国土の強靭化を図るとともに、質の高い暮らしを支える生活・産業・行政のデジタルトランスフォーメーションを促進し、分散型国家を実現することが必要です。また、国民生活の安定や産業の発展、国家の安全保障を実現する搖るぎない原子力・エネルギー政策を実行することが必要です。

加えて、本県は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通など100年に一度の大きなチャンスを迎えております。この機をとらえ、地域公共交通の強化、観光やスポーツを通じた交流拡大、新産業や農林水産業の振興、防災・減災、医療・福祉、教育などの諸施策を強化していくことが重要です。

次に掲げた事項は、地方の活力増進はもとより、人口減少社会における諸問題を克服し、日本全体の成長と発展に不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月

福井県知事 杉本 達治

令和4年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

- 北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進 ······ 2
- 高規格道路の早期開通と国道8号の整備推進 ······ 8
- 敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保 ······ 16
- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化 ··· 18
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化 ······ 22
- 嶺南Eコスト計画の推進 ······ 25
- 人口減少対策と東京一極集中の是正による地方創生の推進 · 30
- デジタル社会を支える基盤の構築 ······ 36
- 脱炭素社会の早期実現 ······ 39
- 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施 ······ 41

重点事項

(人づくり)

- 一人一人の個性が輝く、ふくいの未来を担う人づくり ··· 53
- 教員の働き方改革の推進 ······ 58

(産業振興)

- 中小企業・新産業への支援充実 ······ 61
- 農林水産業の成長産業化 ······ 64
- 外国人が活躍できる環境の整備 ······ 71

(交通・まちづくり)

- 幹線道路ネットワークの整備推進 ······ 73
- J R 小浜線および越美北線の維持・活性化 ······ 74
- 地域公共交通の利便性向上 ······ 76

(交流拡大)

- 北陸新幹線開業効果の最大化 ······ 78
- スポーツを通じた地方の活力創出 ······ 80
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援 ······ 82

(安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉 ······ 85
- 防災・減災、国土強靭化対策の加速 ······ 89
- 県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進 ··· 90
- 原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化 ······ 96
- 原子力発電所立地地域への自衛隊の配備 ······ 97
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現 ······ 98

最重点事項

- 北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進
- 高規格道路の早期開通と国道8号の整備推進
- 敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保
- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- 嶺南Eコスト計画の推進
- 人口減少対策と東京一極集中の是正による地方創生の推進
- デジタル社会を支える基盤の構築
- 脱炭素社会の早期実現
- 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施

最重点事項 1

北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進

【国土交通省、鉄道・運輸機構、環境省】

経済効果を早期に発現し、国土強靭化や東京一極集中の是正、地方創生を促進する観点から、北陸新幹線の整備を最優先課題として進めること。併せて、金沢・敦賀間の工期遅延・事業費増加に伴う諸課題に適切に対応すること。

1 金沢・敦賀間の工期遅延・事業費増加への適切な対応

(1) 令和5年度末までの確実な開業

二度と遅延が生じないよう、工事工程の管理を徹底し、関係自治体と適切に情報を共有しながら、令和5年度末までに確実に開業させること。

(2) 継続的な地方負担の縮減

より一層のコスト縮減を図るなど、本県および駅設置市の負担の更なる縮減に継続的に努めること。

(3) 工期遅延に伴う影響の軽減

まちづくりや観光など令和5年度末までの開業に向けた様々な取組みに対し、工期遅延に伴う追加経費や損失に対する補填など必要な対策も含め、国土交通省はもとより政府全体で継続的な支援を行い、本県や駅設置市をはじめとする地方の負担感を極小化すること。

(4) 新幹線駅周辺整備の確実な推進

福井・敦賀開業に向け、駅へのアクセス道路や駅前広場など、県や市が行う新幹線駅周辺の整備が着実に進むよう、必要な予算措置を行うこと。

また、福井駅西口で進められている市街地再開発事業については、県都の玄関口における都市機能強化のための重要な事業であることから、必要な予算措置を行うこと。

2 敦賀・新大阪間の早期整備

(1) 令和5年度当初着工と早期全線開業

環境アセスメントを丁寧かつ迅速に進めるとともに、着工5条件を早期に解決して令和5年度当初に着工し、1日も早く大阪までの全線開業を実現すること。

(2) 並行在来線の取扱い

JR小浜線は特急が運行されておらず、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しないことを確認すること。

3 福井・敦賀開業時の利便性確保

(1) 金沢駅と同数の新幹線の運行本数確保

福井・敦賀開業時における敦賀駅までのかがやき・はくたか・つるぎの運行本数は、金沢駅と同数とすること。

最重点事項 1

(2) 北陸と関西・中京とのアクセス向上

福井・敦賀開業から全線開業までの間、敦賀駅において新幹線と特急との乗換えが生じることから、敦賀駅発着のすべての新幹線と乗り継げる特急を確保すること。

また、フリーゲージトレインの導入が断念されたことも踏まえ、関西・中京と直通する特急の存続など、乗換え利便性を確保すること。

(3) 新幹線および特急のダイヤ編成

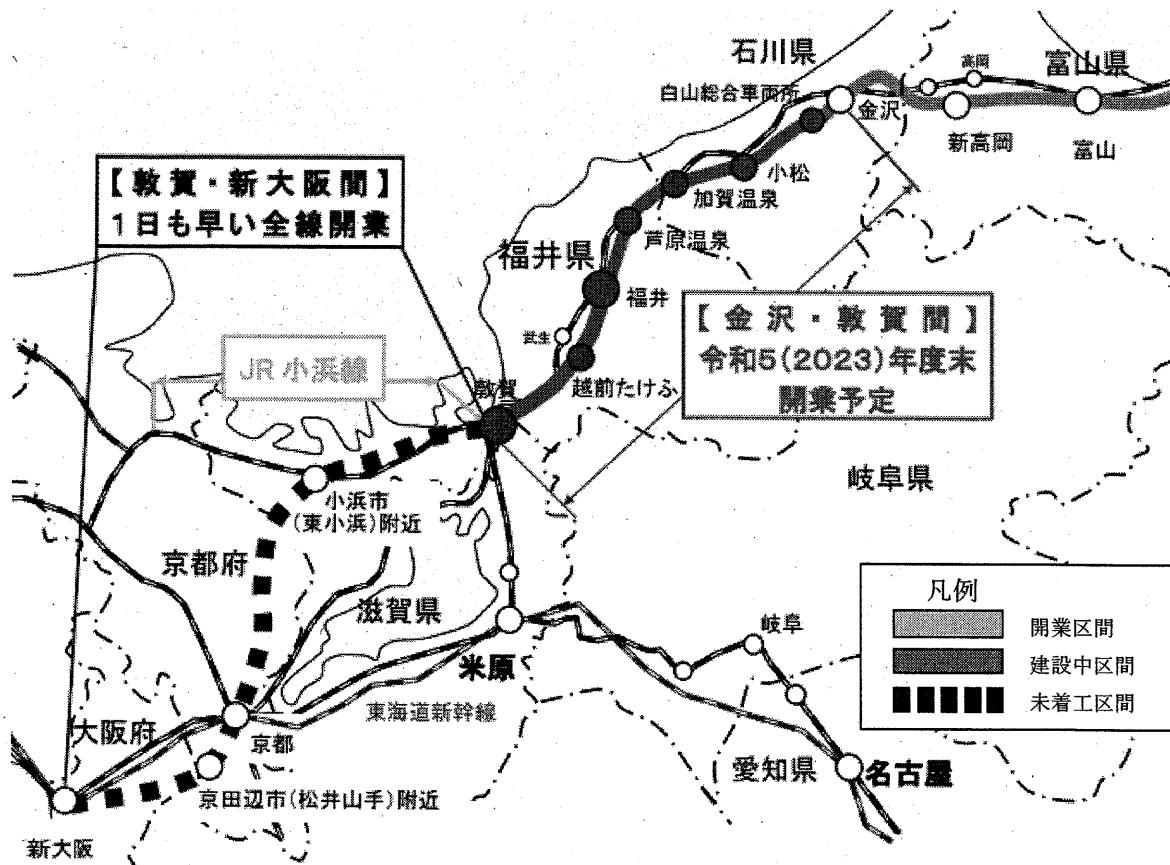
新幹線および敦賀駅発着の特急の始発・終着列車について、県民ができるだけ長く首都圏や関西圏、中京圏に滞在できるようなダイヤ編成とすること。

4 県内事業者の受注機会の確保・増大

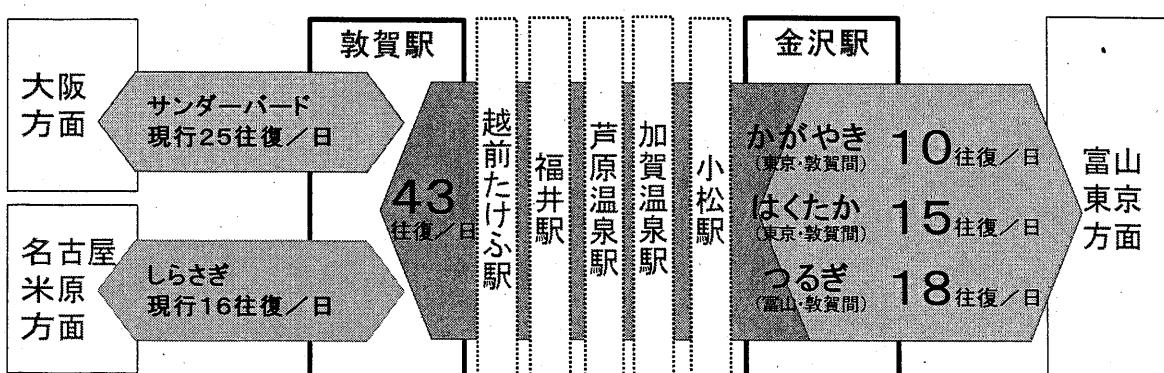
県内事業者の受注機会を確保・増大するとともに、県産材や県産品を活用すること。

最重要事項 1

○北陸新幹線の整備状況



○福井・敦賀開業時の利便性確保



※サンダーバード、しらさぎ両方の維持・拡大が必要

※新幹線43往復と同数の運行本数を敦賀駅まで確保

R2.3 改正ダイヤに基づく運行本数(コロナ禍以前)

・2017年度の鉄道旅客流動

北陸・関西間1日当たり 18,500人

北陸・中京間1日当たり 4,200人

5 並行在来線への支援

北陸新幹線の福井・敦賀開業と同時にJR西日本から経営分離される北陸本線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担う重要な社会基盤である。

第三セクターにより将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、以下の支援策を講じること。

(1) 開業遅延への対応

北陸新幹線の工事遅延に伴い発生する開業前の並行在来線会社の社員人件費などの追加経費については、全額を国の責任において措置すること。また、鉄道・運輸機構からの支援受入れのために増加する業務負担を極力軽減すること。

(2) 初期投資や開業後の運営経費に対する支援

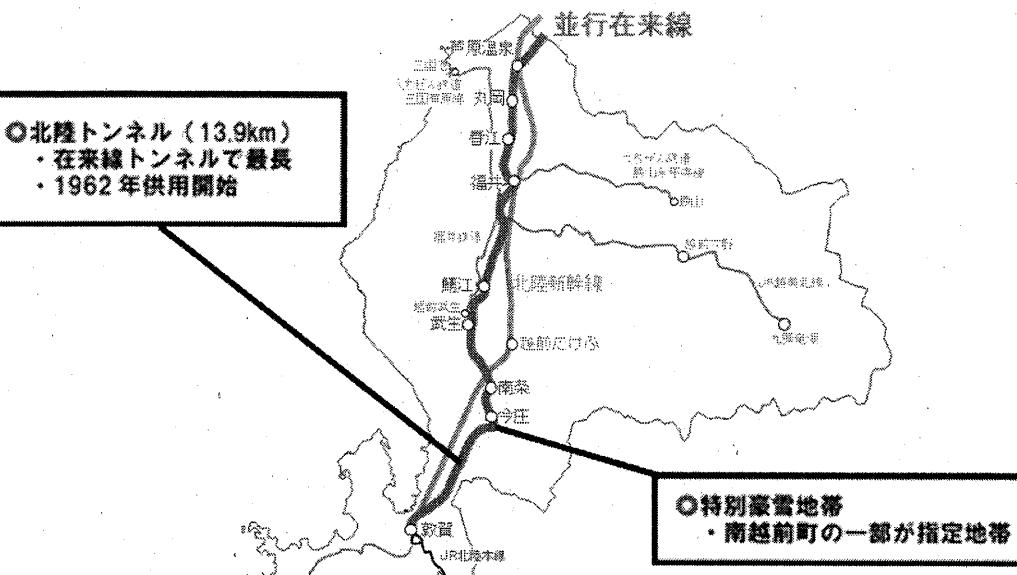
初期投資に対する地方交付税措置のかさ上げや開業後の運営費について、法制化も含めた財政支援措置を行うこと。

(3) 貨物調整金制度の見直し

利便性向上のために旅客列車を増便する場合や、遠方で発生した自然災害により自社區間を走行する貨物列車が減便となった場合において貨物線路使用料が減少しない制度へと改めること。

また、重量のある貨物列車の走行に伴い、路盤やレールの強化など高水準の設備保守を要することに配慮した算定方法とすること。

最重要事項 1



【担当部署：地域戦略部 新幹線建設推進課、並行在来線課、交通まちづくり課

／ 土木部 道路建設課、都市計画課】

高規格道路の早期開通と国道 8 号の整備推進

【国土交通省】

本県の高規格道路および国道 8 号は、日本海側の東西国土軸として北陸圏と中京圏・関西圏の広域的な連携をさらに強化し、これら圏域全体における産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通

一日も早い大野油坂道路の全線開通が実現できるよう、必要な予算措置を行うとともに、以下の対策を講じること。

① 大野～大野東間

- ・令和 4 年度の確実な開通に向けて、区間で最も長い真名川橋（仮称）などの工事を推進すること。

② 大野東～和泉間

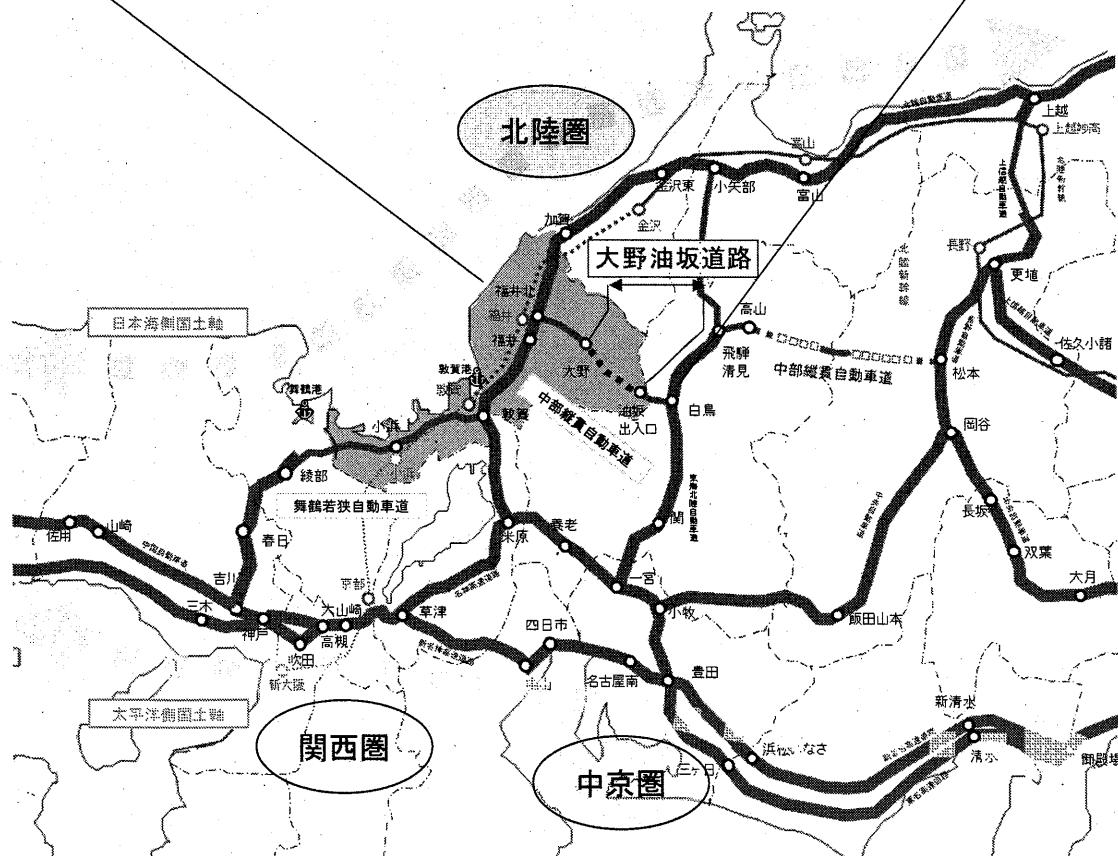
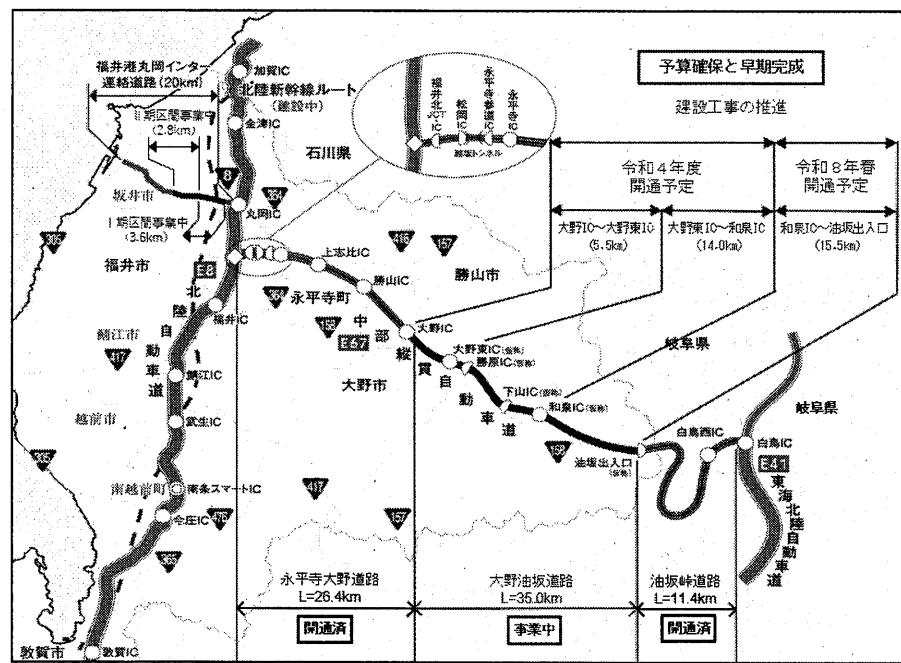
- ・令和 4 年度の確実な開通に向けて、工期の長い荒島第 2 トンネル（仮称）などの工事を推進すること。

③ 和泉～油坂間

- ・令和 8 年春という開通見通しが公表された。一日も早い開通に向けて、工期の長い大谷トンネル（仮称）などの工事を推進すること。

最重要事項 2

○中部縦貫自動車道の整備状況



最重要事項 2

2 舞鶴若狭自動車道の4車線化整備

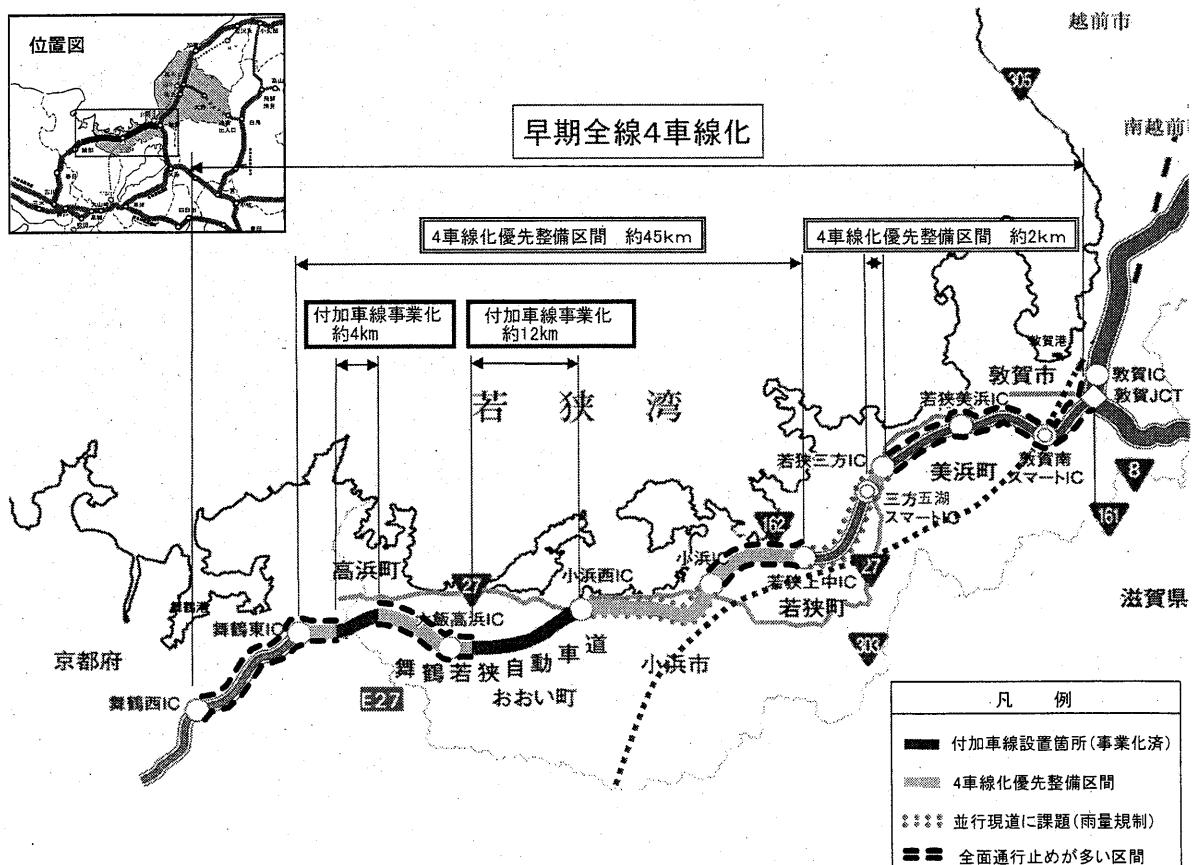
防災・減災対策ならびに代替性確保の観点から事業化された舞鶴東～小浜西間（16km）の4車線化等の工事に早期着手すること。

また、4車線化の優先整備区間として選定された区間（舞鶴東～若狭上中間、三方五湖スマートIC～若狭三方間）について早期に事業化し、10年程度で完成を図るため、財政投融資の活用等の予算措置を行うこと。

さらに、残る区間（若狭上中～三方五湖スマートIC間、若狭三方～敦賀間）においても、事故防止等の観点から早期に4車線化を図ること。

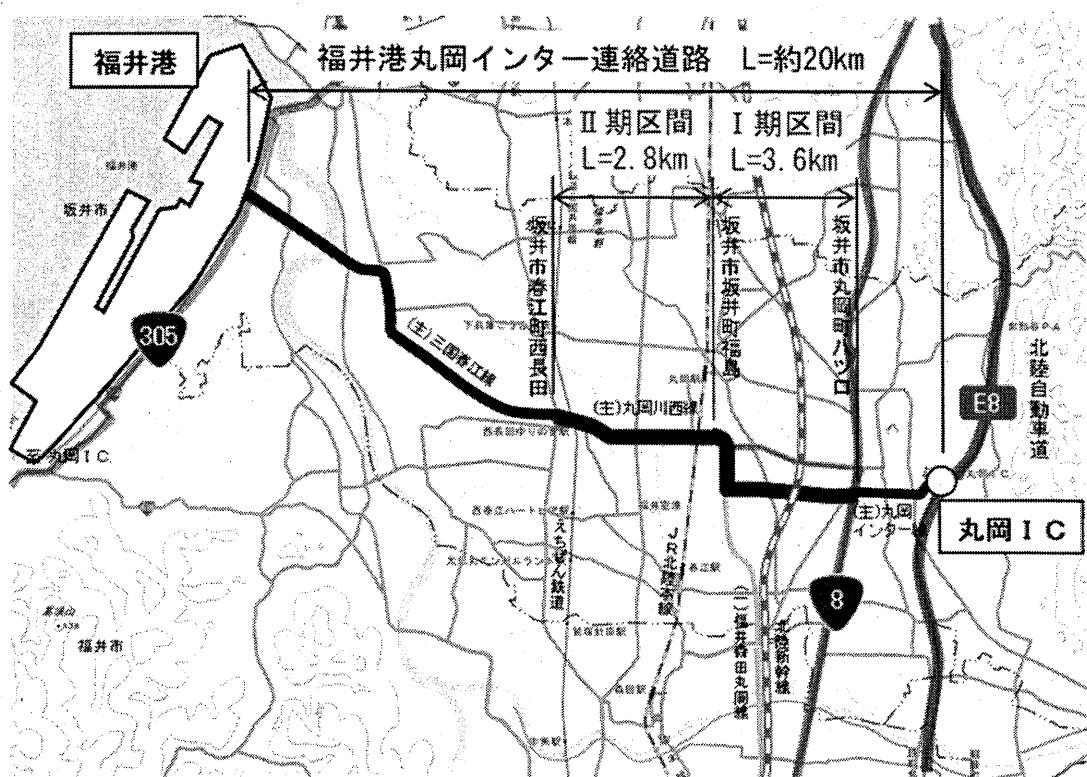
あわせて、大型車による物流の需要増加に対応するため、大型車向けの駐車場を増設すること。

○舞鶴若狭自動車道の整備状況



3 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫自動車道と一体となり、新たな東西の物流軸として日本海側の福井港と中京圏とを結ぶ道路であるため、事業中の福島・八ツ口間（3.6 km）および令和3年度に新規事業化された西長田・福島間（2.8 km）の整備に必要な予算措置を行うこと。



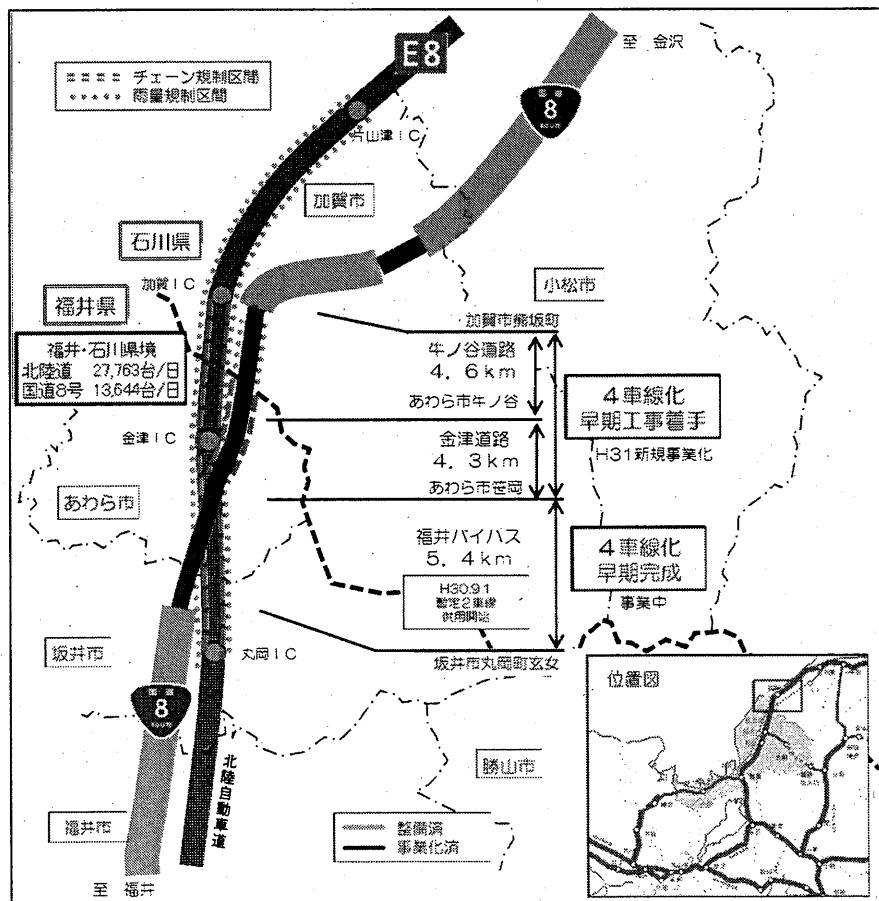
4 国道8号の整備推進

国道8号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流において大きな役割を果たすとともに、国土強靭化の面で重要な路線である。また、令和3年1月の大雪では、大規模な交通障害が発生し社会経済への大きな影響が生じるなど、平常時に加え災害時における機能の強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

(1) 石川・福井県境部の整備推進

- 石川県加賀市熊坂町～あわら市 笹岡間 (8.9 km) の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に4車線化工事に着手すること。
- 事業中である福井バイパスについて、残るあわら市 笹岡～坂井市丸岡町玄女間 (5.4 km) を、早期に4車線で完成すること。

○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



最重点事項 2

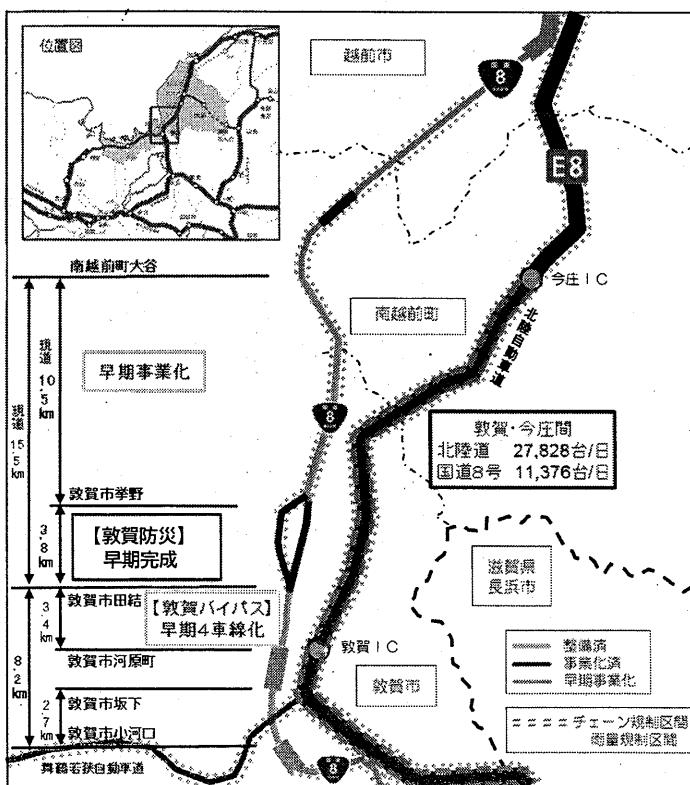
(2) 南越前町～敦賀市間の早期整備

- ・今年度工事着手する敦賀市挙野～田結間（3.8 km）の敦賀防災について、早期に完成するよう必要な予算措置を講じること。
- ・通行止めや事故が多発する南越前町大谷～敦賀市挙野間（10.5 km）についても、順次事業化すること。
- ・現道の防災上危険な個所についても早急に対策を実施すること。

(3) 敦賀バイパスの整備推進

- ・敦賀市田結～小河口間（8.2 km）の敦賀バイパスについて、早期に全線4車線化すること。

○国道8号 南越前町～敦賀市区間の整備状況



5 雪に強い道路整備と体制強化

令和3年1月の大雪により、本県の物流の大動脈が寸断された。今後、社会経済活動への大きな影響が生じる事のないよう、県として着実に取組を行っていく。国においても、以下の対策を講じること。

(1) 雪に強い道路の整備推進

国道8号において大規模な交通障害が発生しないよう、通行のボトルネックとなっている箇所の4車線化やバイパス整備を進めるとともに、北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道8号等の物流の根幹を担う主要幹線道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や待避所を確保すること。

(2) 集中降雪への対応の具体化

大雪への対応として、広域応援等を含めた除雪機械の増強や、広域迂回等による流入交通の抑制等を図ること。

集中降雪時に行われる計画的・予防的通行止めは、人命最優先の観点から車両滞留や事故を未然に防ぐものである一方で、県内の社会経済活動に大きな影響を与えることから、除雪車両の背後を追尾させることによる緊急車両等の通行確保や、一路線を先行して集中除雪するなど通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。

(3) 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2／3）の予算総額を確保するとともに全額配分すること。また、市町に対する臨時道路除雪事業費補助（補助率1／2）を幹線市町道以外の除雪費も対象とするこ

と。

(4) 安定的、継続的な除雪体制の確保

① 地域防災を担う建設業とオペレーターの育成・支援環境の整備

地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、除雪費用の算定においては、リースにより除雪機械を確保した場合の単価設定をするとともに、国において今年度試行予定のオペレーターの人件費の一部を補填する基本待機補償について制度化すること。

また、昨年度設定したオペレーターの休日単価について、週1回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休2日に対象日を拡充すること。

② I C Tを活用した除雪機械操縦自動化等の実証実験の実施

除雪オペレーターの確保および作業効率の向上のためには、I C Tを活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、新技術を活用した機械操縦の自動化および吹雪時の車両運転支援技術の実証実験を、国主体で福井県内において実施すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課、道路保全課】

敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、北海道から九州までの日本全域を背後圏とし、日本海側の港湾で唯一、コンテナ、フェリー、RORO船の航路が就航するユニットロードの拠点である。また、4車線化が進む舞鶴若狭自動車道等の複数の高速交通体系で太平洋側と直結するとともに、関西・中京圏から最も近い日本海側港湾であることから、太平洋側港湾被災時の代替港としての機能を有する。

このような敦賀港において、さらに港湾機能を強化するため、以下の対策を講じるとともに、必要な港湾予算を確保すること。

1 鞠山南地区ユニットロードターミナルの整備推進

鞠山南地区において整備中の岸壁を今年度中に確実に完成させるとともに、コンテナ、RORO貨物の集約により、荷役の効率化を実現する内外貿ユニットロードターミナルの形成に向け、引き続き岸壁の延伸を進めること。

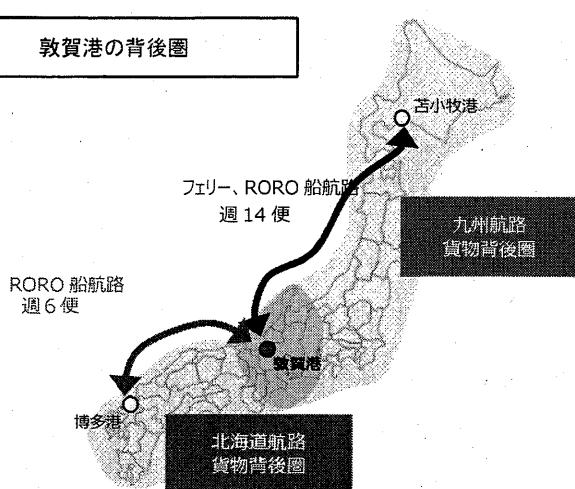
2 新技術の活用による港湾機能の高度化の推進

国の中長期政策（PORT 2030）に位置づけられている次世代高規格ユニットロードターミナルについて、日本海側最大のユニットロードの拠点であり、太平洋側港湾の代替機能も併せ持つ敦賀港において実現できるよう支援すること。

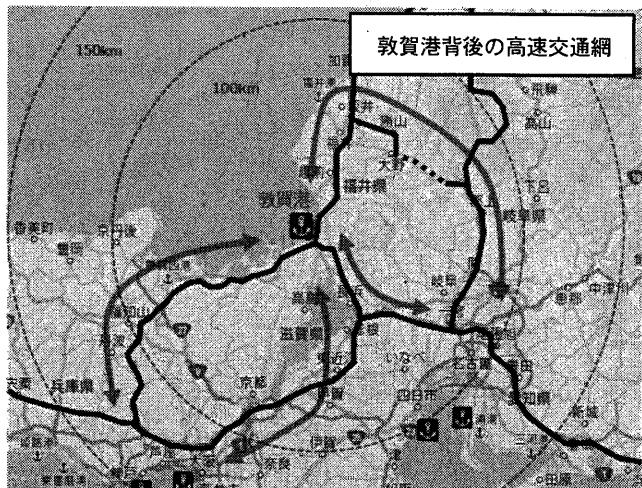
【担当部署：土木部 港湾空港課】

最重要事項 3

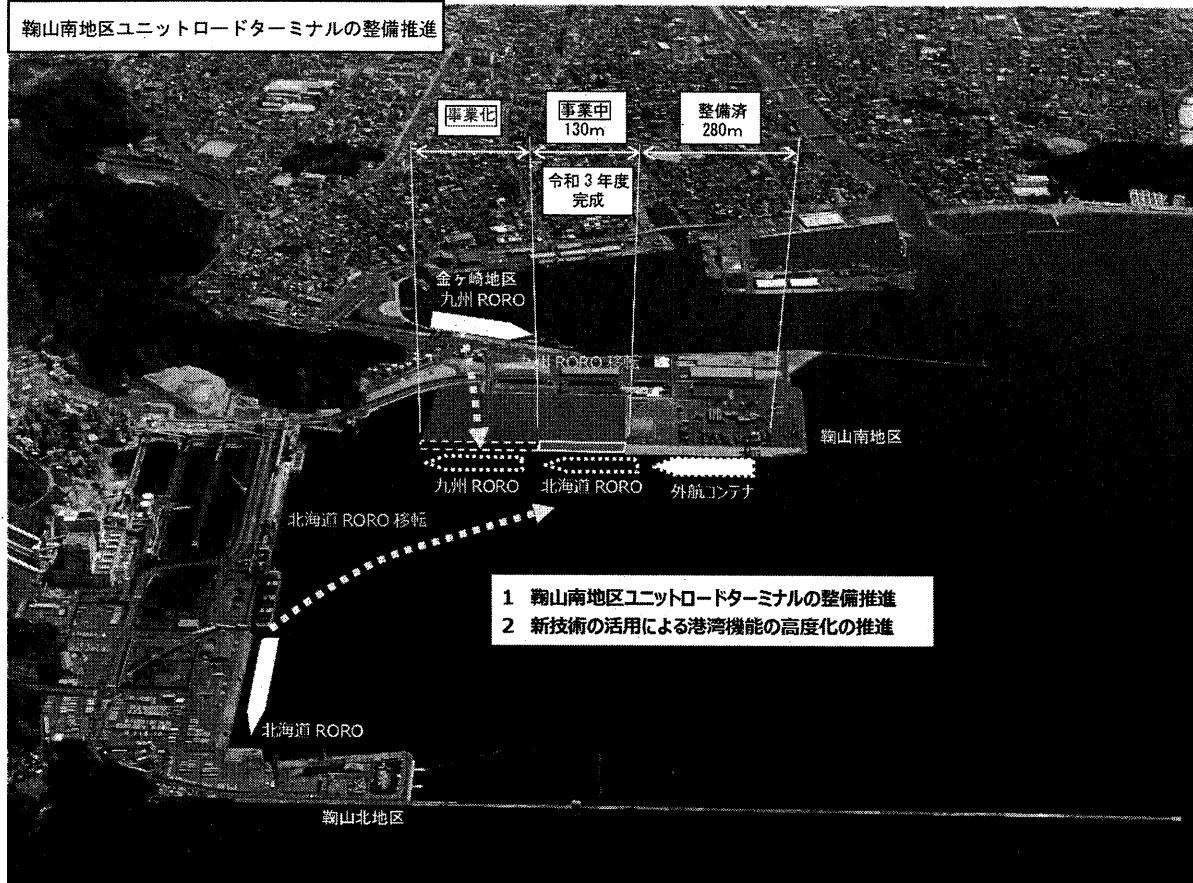
敦賀港の背後圏



敦賀港背後の高速交通網

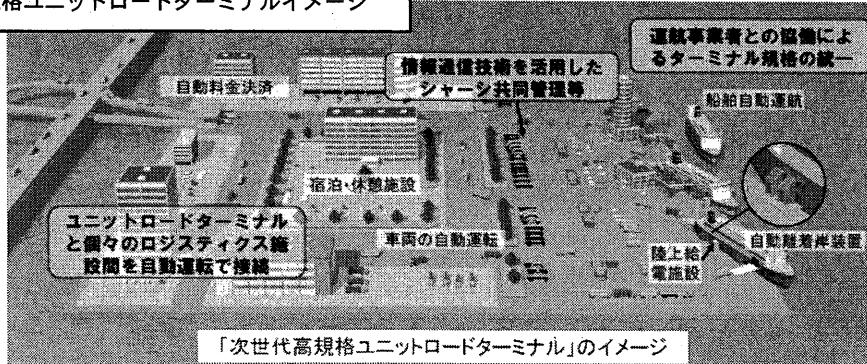


鞠山南地区ユニットロードターミナルの整備推進



- 1 鞆山南地区ユニットロードターミナルの整備推進
- 2 新技術の活用による港湾機能の高度化の推進

次世代高規格ユニットロードターミナルイメージ



「次世代高規格ユニットロードターミナル」のイメージ

港湾の中長期政策「PORT 2030」より

最重要事項4

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要な事項である。

国は、新たに2050年カーボンニュートラルの実現を目指すため、確立された脱炭素電源である原子力を持続的に活用するとしており、そのためにはエネルギー基本計画見直しの中で、原子力の位置づけとそこに至る道筋を明確に示すことが必要である。

また、県民の安全・安心を最優先することが重要であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

1 原子力・エネルギー政策の実行

(1) 原子力・エネルギー政策の着実な実行

廃炉、使用済燃料の中間貯蔵、放射性廃棄物の処分、核燃料サイクル、安全性を高めた次世代原子力の研究開発など原子力の様々な課題について検討を加速し、原子力の持続的な活用に向けた責任ある政策を着実に実行すること。

(2) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性について、立地地域はもとより電力消費地において説明・説得を尽くすこと。

また、理解活動の効果検証等を通じて、広報手法の工夫・改善を行い、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。

さらに、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

(3) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

(4) 使用済燃料の中間貯蔵施設への主体的な対応

使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地について、2023年末までの計画地点確定に向け、政策当事者として国が主体となって関係者の理解確保等の取組みを着実に進めること。

(5) 使用済M○X燃料の処理・処分への対応

使用済M○X燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

(6) 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

①「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、燃料取出し等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

さらに、使用済燃料やナトリウムの県外搬出の実現に向けて技術的な課題や搬出先など検討を加速し、燃料取出し作業が終了するまでに具体的な搬出計画を示すこと。

②「ふげん」については、廃止措置が着実に進むよう、使用済燃料の海外搬出に向けて計画を進捗管理するなど指導・監督を強化すること。

(7) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

(8) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

2 実効性ある安全規制の実施

- ① 原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図ること。
- ② 原子力発電所の長期運転や基準地震動等に関する安全審査について、県民・国民に対し、正確でより分かりやすい説明を行い、理解確保に努めること。
- ③ 現場を重視した実効性のある安全対策を進めるとともに、万が一の際の事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ④ 新検査制度について、第三者の意見等を踏まえた運用改善や検査結果の透明性確保に努めること。
- ⑤ 原子力規制委員会は、立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元の声に耳を傾けるよう、意思疎通を図ること。

最重点事項 4

⑥活断層の評価等については、国が事業者に対して根拠を示した上で、解決すべき課題を明らかにし、公平・公正な科学的議論を尽くすこと。

3 LNGインフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靭化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイplineの整備構想を国が早期に策定すること。

【担当部署：地域戦略部 電源地域振興課 / 安全環境部 原子力安全対策課】

○原子力に関する福井県の現状

○再稼働

- 1) 大飯3、4号機
・3号機 平成30年4月に営業運転再開
・4号機 平成30年6月に営業運転再開
2) 高浜3、4号機
・3号機 平成29年7月に営業運転再開
・4号機 平成29年6月に営業運転再開

○廃炉

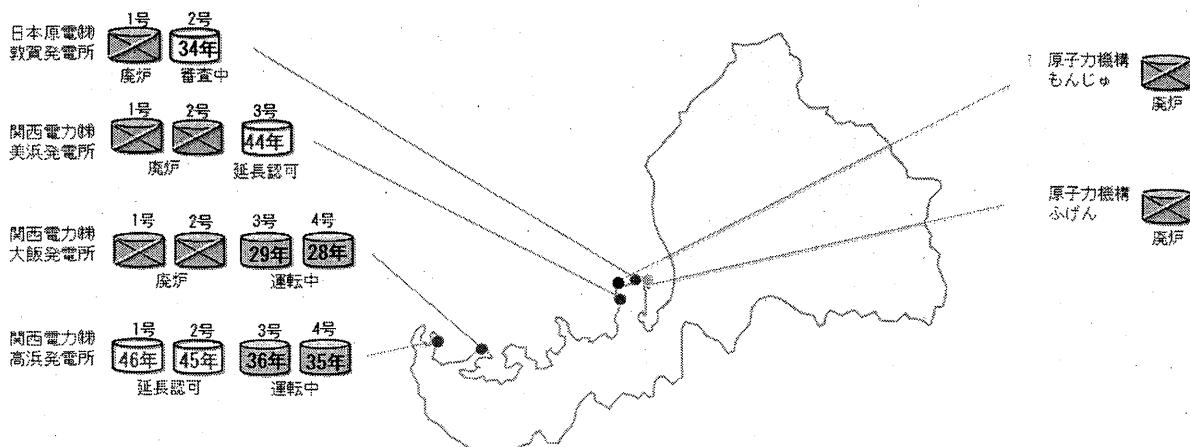
- ・美浜1、2号機 平成29年4月廃止措置計画認可
・敦賀1号機 平成29年4月廃止措置計画認可
・大飯1、2号機 令和元年12月廃止措置計画認可
・もんじゅ 平成30年3月廃止措置計画認可
・ふげん 平成20年2月廃止措置計画認可

○40年超運転

- ・高浜1、2号機は平成28年5月、美浜3号機は同11月に運転期間延長を認可
・令和3年4月県は再稼働に同意

○使用済燃料の中間貯蔵施設

- ・関西電力は、2023年末の計画地点確定、2030年頃の操業開始を計画



原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、財務省、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

1 原子力防災対策の充実

(1) 広域避難体制の整備

- ①広域避難計画（「緊急時対応」）について、敦賀地域においても、国が主体的に実効性ある計画を策定すること。策定された広域避難計画の周知など、県民への原子力防災対策に係る理解促進を図ること。
- ②バスや福祉車両の輸送手段、スクリーニング・除染体制、降雪時における避難経路の確保など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。
- ③住民状況の一元管理や住民への迅速な情報提供が可能となる「住民避難支援・円滑化システム（SAFER）」を早期に整備すること。
- ④国が策定した感染症流行下での防護措置ガイドラインについて、感染症に係る専門的知見等を踏まえた見直しを行うこと。原子力災害発生時における感染症対策に係る財政支援の充実を図ること。
- ⑤原子力災害において、避難行動要支援者が迅速かつ安全に30キロ圏外に避難できるよう、要支援者の状況調査実施に係る人件費の助成など、市町による個別避難計画の早期策定に向けた財政支援を図ること。

(2) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(3) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、自然災害等により集落が孤立した場合に、大量輸送による迅速な避難を行うため、大型ヘリコプターや大型船舶の活用など、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

(4) 原子力災害医療体制の整備への支援

原子力災害医療体制に係る資機材の備蓄や施設整備等について、財政措置も含めた支援を強化すること。

特に、原子力災害拠点病院の施設・設備の更新や運用保守費用についても十分な財政支援を行うとともに、中長期的な視点で原子力災害医療に係る人材育成に取り組むこと。

(5) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実・発信

- ① 安定ヨウ素剤の事前配布を進めるため、医療用医薬品としての位置付けを見直し、対象者個人への直接送付を認めるなど、住民や自治体のさらなる負担軽減の方法を示すこと。

最重点事項 5

- ② 丸剤の使用期限の延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長およびこれらの薬剤の使用期限の更なる延長、水がなくても服用可能な薬剤の開発について、早急に製薬業者を指導・支援すること。
- ③ 転出や死亡、使用期限切れにより不要となった安定ヨウ素剤については、個人による廃棄処分を検討すること。
- ④ 原子力災害対策指針の改正による安定ヨウ素剤の配布基準の見直しなど、配布・服用の考え方の変更について、国において住民向けにリーフレット等を作成し、積極的に広報すること。
- ⑤ 原子力災害時における安定ヨウ素剤の配布について、被災自治体のみでは、緊急配布の要員を確保することは困難なため、電力事業者や自衛隊等による応援体制を整備すること。

(6) スクリーニング・除染体制の充実

スクリーニング・除染に必要な資機材の関係道府県間における広域共用について、どの地域で災害が起きても必要な数量の資機材を確実に相互融通・確保できるよう運送事業者との調整など国が包括的な対応を行うこと。

併せて、資機材の保管場所からスクリーニング会場への搬送・展開方法や契約条件等について、国が基本的な考え方を示すなど道府県に対する十分な支援を行うこと。

スクリーニング・除染の実施にあたっては、多くの要員の確保が必要となることから、電力事業者に加え、国や自衛隊等による支援体制を整備すること。

【担当部署：安全環境部 危機対策・防災課 / 健康福祉部 地域医療課】

嶺南 E コースト計画の推進

【内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省】

人・企業・技術・資金が集まるエリアの形成に向けたプロジェクトに国が実施主体の一員として参画するとともに、立地地域振興に必要な政策を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の施策を着実に実施していくこと。

1 立地地域の持続的発展への支援

立地地域の中長期的な持続的発展に向け、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において、原子力発電所の運転終了後も見据えた地域の将来像を明確にし、その実現のための新たな長期プロジェクトを国が主体となって企画立案し、関係省庁が参画して着実に実施すること。

また、今後策定する行動計画について、進捗状況を定期的にフォローアップするとともに、社会環境の変化に伴い、必要な修正を行うこと。

2 嶺南Eコスト計画に基づく施策の推進

(1) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点としてエネルギー基本計画に位置付け、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、この拠点の中核的施設として国が新たに整備する「試験研究炉」は、わが国の原子力の安全を確保するために不可欠な人材育成の観点からも極めて重要であることから、早期着工を図るとともに、研究開発や産業分野への活用拡大のため、企業ニーズの把握に努め、それに対応した実験設備や宿泊施設等の付帯施設を整備すること。

「もんじゅ」を含む周辺地域において、国が実施する高速炉研究開発の内容を早急に具体化するとともに、原子力発電の安全性をさらに高める観点から、革新的な原子炉を対象とした研究開発を国が主導して進めること。

(2) 原子力人材育成におけるI A E Aとの連携強化

令和3年度の本県と I A E Aとの覚書更新に協力するとともに、覚書に基づく国際会議や研修の開催を支援すること。

(3) 原子力リサイクルビジネスへの支援

原子力発電所立地地域における原子力リサイクルビジネスの育成に向けて、地元企業が行う技術向上・人材育成、受注拡大に向けた企業連合体の結成等の取組みを支援するとともに、クリアランス物の再利用先の更なる拡大や将来的なフリーリースの実現、国民理解の促進に取り組むこと。

(4) 原子力・エネルギー関連技術等に関する研究開発への支援

宇宙産業の拠点化や理化学研究所と連携した放射線育種、エネルギー源の多様化等に関する最先端の研究開発・実用化を推進するため、十分な支援を行うこと。

3 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ①国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ②再生可能エネルギー・水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。
- ③「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、令和5年度以降も現在の交付水準を維持すること。

4 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の充実強化

特別措置法に基づく「振興計画」に掲げる事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実強化を図ること。

最重点事項 6

5 電気供給業に係る収入金額課税の堅持

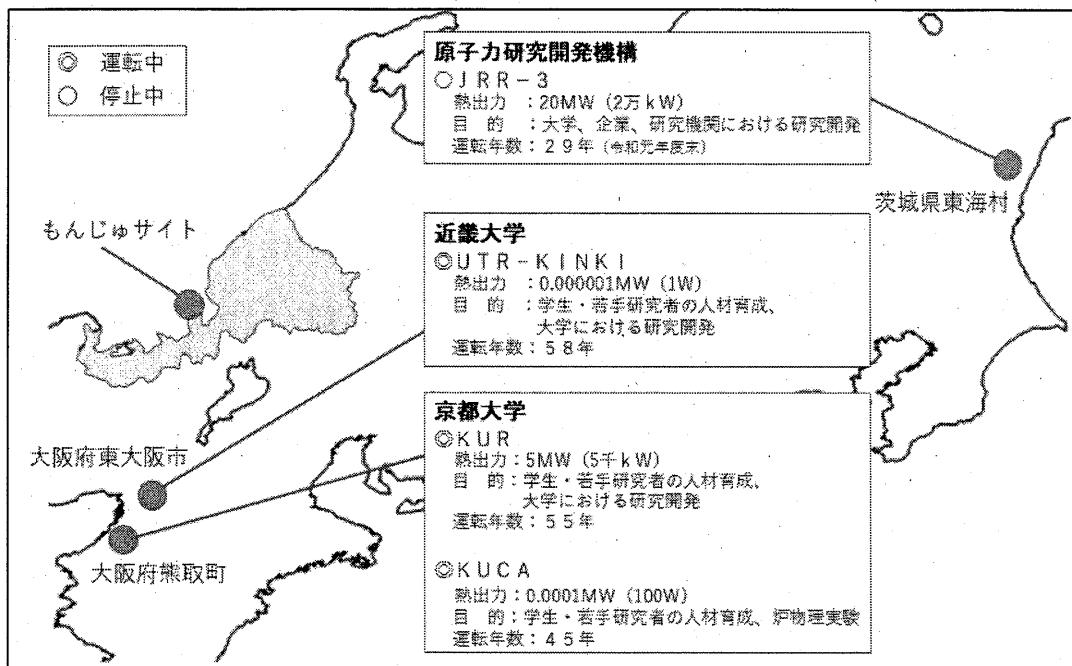
電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

【担当部署： 総務部 税務課 / 地域戦略部 電源地域振興課】

最重点事項 6

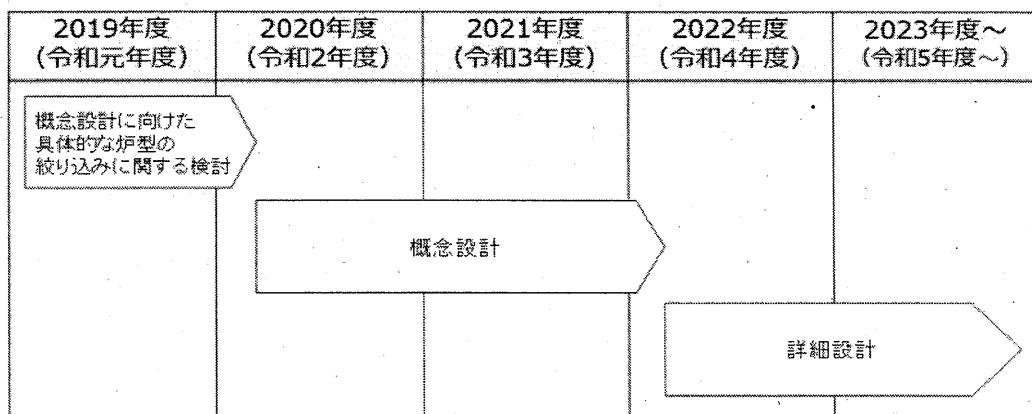
○試験研究炉

- ・人材育成や大学・企業の研究開発等に使われている国内の主な試験研究炉



※国内で運転中または運転継続予定の試験研究炉8基のうち、5基が運転開始から40年以上経過

- ・「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉に係る国の一整備スケジュール



人口減少対策と東京一極集中の是正による地方創生の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、少子化が加速している。また、都市部の人口集中のリスクが顕在化し、将来の首都直下地震や南海トラフ地震も危惧される。

我が国の持続的な成長と国民の安全確保のためにも、強い危機感を持ち、国を挙げて、結婚・出産の希望を叶え、子育てしやすい社会を実現すること。また、出生率の高い地方に人を戻すため、人や企業、大学の地方分散を早急に進めること。

1 地方の子育て環境のさらなる充実

こども庁創設の議論を契機に、少子化に歯止めをかける対策への予算の十分な確保と、地方の子育てを支援する機能を強化すること。

また、子育て家庭の経済的負担軽減のため、児童手当の拡充や本県が実施している第2子以降の0～2歳児の保育料無償化など、すべての子育て世帯が社会に見守られ応援されていると強く実感できるような策を講じること。

さらに、子育て環境の優れた地方において子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の確実な予算の確保、複数年にわたる同一事業の対象化など、地方の取組みに対しさらなる財政措置を講じること。

2 都市から地方への人の流れの拡大

(1) 移住支援金の拡充

移住支援金について、23区を中心とした東京都からの移住者が近郊県にとどまらず、子育てのしやすい地方へ移住するよう、東京圏の周辺県以外の地域への移住への加算や、子育て移住世帯への加算など、制度の拡充を図ること。

また、東京圏においてフリーランス等で働く者が地方移住した場合も、移住支援金の対象となるよう要件を緩和すること。

さらに、東京圏に限定した移住支援金制度を、大阪圏、名古屋圏にも拡大し、地方への人の分散を促進すること。

(2) スキルアップ移住への支援金制度

エンジニア等の専門人材の地方分散と国全体としての産業構造の転換をともに実現するため、地方において職業訓練等を受けた後、地方企業等に就業した場合に支給される「スキルアップ移住支援金」を創設すること。

(3) 新しい働き方・暮らし方の促進

選択的週休三日制の検討を進めるとともに、二地域居住やワーケーションを行いながら、都市部企業にテレワークにより勤務する新しい働き方・暮らし方を促進するため、各企業が制度導入の課題とする労務管理のあり方等について、国において指針（ガイドライン）を作成すること。

(4) 関係人口の創出

地域の課題解決や活力向上につながる関係人口の創出を図るために、ワーケーションや地方兼業など、都市と地域との交流機会を拡大する取組みに対し、財政措置を行うこと。

(5) 地域プロジェクトマネージャー制度の拡充

地域おこし協力隊や多様な関係者間を橋渡しする「地域プロジェクトマネージャー」を設置するにあたり、現在、市町のみを対象としている特別交付税措置を県も対象とすること。

3 若者が地方で学べる機会の創出

(1) 地域間の大学定員の偏在是正

就学世代の人口が減少する中、今後も大都市圏への学生の集中が懸念されるため、大都市圏の大学定員を削減し、地方大学の定員拡大を実現すること。

地方大学の定員拡大にあたっては、地方国立大学だけでなく、受験者数が多く入学定員を充足している地方公立・私立大学が、定員拡大を柔軟に実施できる制度を創設すること。

(2) 地方大学の安定的な運営支援

地方大学が地域の「知」の拠点として安定的に運営できるよう、国立大学運営費交付金や公立大学にかかる地方交付税措置、私立大学への助成拡充など基盤的な財政支援の充実を図ること。

(3) オンライン授業を活かす「地方での学び」の促進

大学の遠隔授業等について、修得単位数の上限ルールの見直し等を行うことにより、大都市圏の大学の学生が、オンラインによる授業参加と地方でのフィールドワークを両立し、併せて地方大学の学生と交流するなど、大学生の主体的学びと地方創生が推進されるよう、新たな大学教育のあり方について検討すること。

4 誰もが地方で働くことができる環境の整備

(1) 企業の地方移転促進制度の強化

「地方拠点強化税制」について、令和3年度末までの適用期限を延長するとともに、「移転型」の適用要件に首都圏をはじめとする三大都市圏からの移転を含めるなど、東京23区内からの移転に限定しないよう緩和すること。併せて、税額控除の拡充など、より手厚い優遇措置を講ずること。

また、移転に伴う資産売却益および企業立地補助金等の益金不算入制度を導入するなどの措置を講ずること。

さらに、抜本的な構造改革の手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を全体として引き上げた上で、地方にのみ定率減税を行うことにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

(2) 特定技能外国人の受入れの加速化

特定技能外国人の都市圏への集中を抑制するとともに、地域経済を支える人材不足の解消につなげるため、「特定技能1号」における受入可能な特定産業分野の見直しに当たって、本県における繊維産業など、地域の基幹産業を追加すること。

また、特定技能の在留資格が得られるまで時間を要することから、申請書類の簡素化や審査期間の短縮など、運用の見直しを行うこと。

(3) 全国一律の最低賃金の実現

最低賃金について、現行制度を見直し、影響を受ける地方の中小企業に対し、良好な経営のための生産性の向上や新たな需要を生み出す技術開発への支援をさらに充実した上で、段階的に地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金を実現すること。

(4) 移住による事業承継への支援の充実

後継者不在の企業の事業承継について、県外からのU I タン者への承継が増加するよう、地方創生推進交付金による事業承継・第二創業支援の対象事業範囲を「Society5.0 関連業種等」に限定せず、起業支援の対象事業と統一して「地域の課題の解決に資する社会的事業に関する事業」とすること。

5 自由度の高い地方創生交付金の確保

地方創生交付金については、新たな事業に活用しやすくするよう総額を拡大するとともに、地方がより主体的に取り組めるよう、さらに自由度を高め、弾力的な運用を図ること。

6 地方創生にふさわしい選挙制度改革

参議院の選挙制度について、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、早期に合区を解消すること。

【担当部署：総務部 財政課、税務課、大学私学課
/ 地域戦略部 未来戦略課 / 交流文化部 定住交流課
/ 健康福祉部 子ども家庭課
/ 産業労働部 企業誘致課、創業・経営課、労働政策課】

デジタル社会を支える基盤の構築

【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

コロナ禍により我が国のデジタル化の遅れが顕在化した。国際競争力の強化及び国民の利便性の向上、少子高齢化の進展への対応など直面する課題の解決を図るため、デジタル社会の形成を推進する必要がある。

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、誰もが身近な場所でデジタル技術を活用できる体制・環境を速やかに整備すること。

1 DX（デジタルトランスフォーメーション）による地域課題解決の支援

新たなテクノロジーを活用して、地域課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援や税制優遇措置を導入するなど、地域がプロジェクト誘致を図り、イノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。

2 地方公共団体の情報システムの統一・標準化

新たに構築する共通クラウド「(仮称) Gov-Cloud」のシステムを利用し、令和7年度までに全ての地方自治体において17業務の標準化を実現するとされていることから、地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、早急に具体的な工程を示すとともに、地方自治体ごとの実情を踏まえ、システムの移行費用などの財政支援を行うこと。

さらに、その他の業務の標準化もあわせて進めていくこと。

3 マイナンバーカードの普及・活用の推進

- ①マイナンバーカードと健康保険証、免許証の一元化を早期に実現するとともに、セキュリティー対策等について国民に分かりやすく説明を行うなど、マイナンバー制度への理解とカード取得の促進につながるよう、取組みを強化すること。
- ②カード取得者へのポイント還元を再度実施するなど、カードの普及に向けた施策を講じること。
- ③住民がマイナンバーカードを利用してコンビニで住民票等を交付できるよう、市町がコンビニ交付を導入する際の初期費用や運用経費に対し、財政措置の一層の充実を図ること。
- ④国が運営するマイナポータルのオンライン申請機能「ぴったりサービス」において、都道府県・市区町村のすべてのオンライン申請がサービス内で完結するよう機能を拡充するなど、行政手続きのオンライン化を促進すること。

4 ビッグデータ活用による行政サービスの向上

大雪などの災害時の状況や観光地の来訪者数を把握し、迅速な避難支援、的確な施策立案や成果分析につなげるため、民間が所有する携帯電話の位置情報を活用できるような仕組みの構築に向けた支援策を講じること。

また、人口減少の要因分析や効果的な施策の実施のため、住民基本台帳に転出入理由等の履歴情報を追加するとともに、これらをビッグデータとして公表し、地方自治体が活用できるような仕組みを構築すること。

5 携帯電話不感エリアの早期解消

北陸新幹線敦賀開業に向けて建設が進む「新北陸トンネル」、並行在来線となる北陸本線の「北陸トンネル」、「中部縦貫自動車道」など、鉄道や主要道路におけるトンネルについて電波遮へい対策を確実に進めること。

さらに、世帯数が少ない集落や居住している住民がいない観光地など条件不利地域の携帯電話の不感を発生させないよう、早急にエリア整備を進めること。

6 地方におけるデジタル人材確保に向けた賃金格差の是正

企業のDXを推進するために必要なデジタル人材は、都市部に偏在していることから、積極的な賃上げに取組みデジタル人材を雇用する地方企業に対しては、税額控除を拡大するなど、都市部との賃金格差を是正する措置を講じ、恒久的に地方で優秀な人材を獲得できる仕組みを構築すること。

7 医療における全国共通のネットワークシステム構築

医師不足の地域においても専門医による遠隔診断が受けられるよう、患者のカメラ映像や検査データ等の診療情報等を共有できる全国共通のネットワークシステムを構築すること。

【担当部署：地域戦略部 未来戦略課、市町協働課、統計情報課
健康福祉部 地域医療課 / 産業労働部 創業・経営課】

脱炭素社会の早期実現

【経済産業省、国土交通省、環境省】

菅総理大臣が4月の気候変動サミットにおいて表明した2030年の温室効果ガス46%削減(2013年度比)の目標達成に向け、地方が特性に応じて取り組めるよう、再生可能エネルギーや次世代自動車の導入拡大など、国の施策の実施目標を明確にして、以下の対策を講じること。

1 脱炭素社会の実現に向けた支援

- ① 脱炭素社会の実現に向け、地方が取り組むべき施策や目標の考え方を具体的に示すとともに、必要な財源の確保を図ること。
- ② 地方が導入する再生可能エネルギーや原子力発電によるCO₂削減効果が、立地地域のCO₂排出量の削減に反映されるよう、新たな指標を設けること。

2 風力発電の導入円滑化

風力発電について、自然環境や景観等への影響が懸念されるため、住民の理解を得て事業を進めるよう、国が責任を持って事業者を指導すること。

また、本県が情報提供したあわら市沖の洋上風力発電について、有望な区域に選定するとともに、地域協議会における議論が円滑に進むよう、十分な配慮を行うこと。

3 水素エネルギーの普及・導入拡大への支援

- ①水素エネルギーの普及・導入拡大のため、燃料電池自動車の購入支援を継続的に行うとともに、水素ステーションの整備・運営への支援の強化や更なる規制緩和を行うこと。
- ②鉄道総合研究所が研究開発を進める燃料電池鉄道車両（F C V車両）の嶺南地域での実証試験の実現に向けた支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 交通まちづくり課 / 安全環境部 環境政策課】

新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

昨年国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症は、我が国に戦後最大の危機、未曾有の国難をもたらしている。

新型コロナウイルスを根絶させることは当面難しいという前提の下、安全な医療体制を確保して、感染防止を図りながら、県民の安全な生活を取り戻し、本県経済を回復させるためのあらゆる措置を講ずること。

1 地方財政への十分な支援

(1) 感染症対策にかかる財政支援

収束に向けた感染防止対策や経済対策にかかる「地方創生臨時交付金」について、予備費の活用も含め、交付金の増額を機動的に行うとともに、地域の実情に応じた取組みが複数年をかけ確実に実施できるよう、基金への積立て要件の緩和や事業期間の延長、繰越手続きの簡素化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

(2) 地方一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響による地方税財源の落ち込みの長期化が懸念される中、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方交付税総額の確保・充実を含め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

また、景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補てん債の対象に追加する措置を継続すること。

(3) 財政融資金の確保

感染症の影響により、臨時財政対策債などの地方債の増発が見込まれる中、本県および県内市町における地方債の円滑な発行のため、引き続き、低利かつ安定的な資金である財政融資金を十分確保すること。

2 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

(1) 雇用調整助成金の特例措置の延長・充実

雇用調整助成金の特例措置が本年5月から縮小されたが、全国的に厳しい雇用情勢が継続していることを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置について、地域を問わず延長・充実を図ること。

(2) 雇用の維持・創出に係る支援制度の創設

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、雇用情勢の更なる悪化が懸念されることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

また、その際、リーマンショック時に講じられた措置の規模を上回るとともに、地方がより主体的に取り組めるよう自由度の高い制度設計を行うこと。

(3) 産業雇用安定助成金の要件緩和

産業雇用安定助成金については、在籍型出向制度を促し解雇の抑制を図るため、提出書類の簡素化を図るとともに、地域の実情に応じ季節的変動による出向も対象に含めるなど、迅速かつ柔軟に活用できる制度設計にすること。

3 安心のできる医療・福祉体制の確保

(1) 地方における医療提供体制の維持・確保

①新型コロナウイルス感染症による一般患者の受診控え等の影響により、医療機関は診療報酬が大幅に減少し、厳しい経営状況に直面している。

国は令和3年度予算において、診療報酬の臨時的措置を講じたものの、令和3年9月までの臨時的な措置であることと、診療報酬の加算点数が低いことから、地域の医療提供体制を維持するため、医療機関にとって十分な支援となるようにすること。

最重点事項10

- ②新型コロナウイルス感染症への対策が必要な間は、コロナ患者受入医療機関における病床確保に要する経費の支援など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政措置を継続すること。
- ③医療用の手袋について、国外における生産拠点が限られていることから、品薄と単価の高騰により入手が困難になっているため、国として国内の製造拠点を確保するなど、医療機関に安定的に供給ができる体制を構築すること。
- ④新型コロナウイルス感染症患者の診療・看護にあたる医療従事者に対して、約半数の都府県（23都府県、令和2年度）が地方創生臨時交付金など限られた財源により特殊勤務手当を支給していることから、医療従事者に対し地方が独自に行う手当てについて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

(2) 介護サービス事業所のサービス継続支援事業に係る財源確保
新型コロナウイルス感染のクラスター等が発生した介護サービス事業所における「かかり増し経費」を支援するため、全額、国において必要な財源を確保すること。

(3) 国民健康保険料の減収に対する財政支援の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が減少し、市町の保険料収入の減収が見込まれ、県が有する決算剰余金や市町の基金によって補填せざるを得ない。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減収は、地方自治体の決算剰余金等により補填するのではなく、国が全額支援すること。

また、今後他の災害等が発生した際も、自治体の責によらない保険料収入の減収が見込まれる場合には同様の支援を行うこと。

4 ワクチン接種体制の円滑な実施

感染を収束させていくためには迅速なワクチン接種が重要であるが、令和3年2月から開始されたワクチン接種では、当初、国からの供給量が少なく、接種計画を立てることができない状態が続いた。

ワクチン効果の持続期間がインフルエンザワクチンのように半年程度であった場合、2巡目のワクチン接種への準備が重要なため、以下の措置を講ずること。

- ①地方自治体が希望する量のワクチンを供給すること。
- ②2巡目以降の接種にかかる経費についても、全額国が負担すること。
- ③ワクチン接種体制構築に必要な医師や看護師、地方自治体職員を含めた人員確保について、必要な支援や財政措置を講ずること。

5 マスク着用効果の測定

国が食事中会話をを行う際のマスク着用を推奨しており、それを受け、飲食の場面での「マスク会食」の実践を県民、事業者の双方に要請している。

こうした取組みを県民等に分かりやすく推進するために、科学的なエビデンスの裏付けが不可欠であり、国において、これまでの感染データなどをもとに専門家に分析を依頼するなど、会話とそれ以外の行動との違いや、会食時のマスク着用の有無により、感染リスクにどのような差が出るかを、明確な「数値」で明らかにすること。

6 公共交通事業者への支援の充実

(1) 交通事業者への経営支援

新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減収した地域鉄道事業者や路線バス事業者などに対し、今後も住民の移動手段として安定的な事業存続を図るため、減収補填を含む経営支援制度を創設すること。

また、地方が行う経営支援などについて地方財政措置を講じること。

(2) JRローカル線への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、JRが性急な合理化を行うことがないよう、緊急的なコロナ対策として、JRローカル線に対し路線ごとの減収補填などの支援制度を創設すること。

(3) 路線バスに係る補助金の要件緩和

新型コロナウイルス感染症の全国的な影響に鑑み、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等において、輸送量要件等の補助の要件を緩和し、利用者の減少による補助金の減額や対象外となることがないようにすること。

7 観光・スポーツ・文化活動への影響を踏まえた対策の実施

(1) 影響を受けた観光産業等への支援

- ①G O T O トラベル事業の全国一斉停止に伴い、旅館・ホテルは廃業の危機に瀕していることから、固定資産税・都市計画税の令和2年度分の更なる納税猶予、令和4年度分の納税軽減・免除の措置を講ずること。
- ②旅行業者が、旅行業の更新登録手続きにあたり規定されている基準資産額の条件を満たすのが困難となっていることから、条件の緩和や登録時期の猶予措置を講ずること。

(2) 県内旅行への支援

地域観光事業支援補助金の単価については、1人1泊5千円（補助率1／2）が上限と定められているが、本県では宿泊単価が1万円を超える宿泊事業者も少なくないことから、補助単価を引き上げること。

(3) 事態終息後の地方への誘客促進

①G O T O トラベル事業については、宿泊施設や観光・物販施設、交通事業者のみならず、リネン事業者やクリーニング事業者などの下請事業者を含めた観光産業に関わる幅広い事業者にその効果が行き渡るよう、令和3年度内の期間延長および4年度以降の継続を行うこと。

さらに、全国的な観光客数の落ち込みなどにより大きな損失を被っているバスやタクシー、運転代行等の交通事業者に対しては、国において利用促進につながる新たな支援制度を設けるなど、特段の措置を講ずること。

②地方への誘客を促進するため、高速道路（千円）乗り放題やインバウンド向けのジャパンレイルパスの割引、高速バスやフェリー等の旅行手段の割引措置などの施策を講ずること。

③インバウンド需要が消失し、旅館・ホテルは経営面で苦しい状態が続いていることから、世界における新型コロナウイルスの流行について現状を分析し、世界各国との観光目的による往来について、再開する際の基準や今後の見通しに関する情報発信を早急に行うこと。また、地方の空港や港湾は大都市に比べてP.C.R検査等の能力が十分でないため、各施設の検査能力の増強を遅滞なく行うこと。

(4) 国際観光旅客税の減収に対する財政支援

新型コロナウイルスの影響により、令和3年度観光庁予算における国際観光旅客税財源充当額が減少したことを受け、地方における受入環境整備等の予算が25億円から10億円に削減されるなど財源不足が生じていることから、令和4年度に向けて、国際観光旅客税の落ち込みをカバーする他財源を確保すること。

(5) 地域スポーツの活性化にかかる支援

地方のスポーツチームの事業継続やアスリートの生活維持が困難となっていることから、スポーツイベント等の活動が継続的に維持・拡大されるよう、令和4年度においては「スポーツリーグ等における新型コロナ対策支援事業」の支援対象を地方リーグへも拡大し、増額を図ること。

また、ICT技術を活用した、選手目線を疑似体験できるような新たな観戦手法の実証やPR映像配信への補助などにより、地方のスポーツチームのファン獲得を支援すること。

(6) 文化芸術イベントへの支援

コンサートや演劇など文化芸術イベントの収容率を制限して実施している事業者を支援し、コロナの影響を受けているイベントの需要喚起を図るため、GOTOイベント事業の継続を含めた更なる支援策を講じること。また、GOTOイベント事業については、令和3年度内の期間延長および4年度以降の継続を行うこと。

(7) ふるさと納税の体験型返礼品の対象拡充

コロナ禍においては、オンラインツアーなど現地に行かなくても参加や提供を受けることができる地域性を活かしたサービスが生まれてきていることから、オンラインサービスをふるさと納税の返礼品の対象となるよう返礼品基準を見直すこと。

8 農林水産業への影響を踏まえた対策の実施

(1) 農林水産物に関する継続的な海外販路開拓への支援

新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限や輸送費高騰といった国内事業者の負担を軽減し、中小事業者の継続的な海外販路拡大へのチャレンジを推進するため、県が独自に行っている営業代行やオンライン商談会などの取組みに対し、支援制度を創設すること。

(2) 戦略作物、主食用米の需要・消費拡大に向けた支援

- ①主食用米からの作付転換が円滑に進むよう、新型コロナウイルス感染拡大の影響により需要が低下している主食用米はもとより、麦・大豆等の戦略作物の需要拡大を図ること。
- ②コロナ禍の影響による民間在庫量の增加分については、備蓄米や海外援助米としての活用や更なる消費拡大の喚起など、主食用米の価格安定に向けた対策を講ずること。

(3) 水産業の経営安定化対策の実施

- ①新型コロナウイルス感染症の発生に伴う養殖魚の出荷停滞に対応するため、養殖種苗の死亡等損害を補てんする現行の養殖共済について、漁獲共済と同様の減収補填の方式を創設すること。

また、不測の事態により養殖魚の出荷への影響が出た場合に備え、一時金支払などの支援制度を創設すること。

②コロナ禍により収入が減少した漁業者に対し、補填水準を維持するため当該年度の収入を基準収入額に算入しない特例措置を講ずるとともに、上乗せ補償する「積立ぶらす」による収入安定対策に十分な予算を確保すること。

(4) 販路多様化緊急対策の継続

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、在庫の滞留や価格の低下等がみられた農林水産物に係る対策として、「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を継続して実施すること。

【担当部署：総務部 財政課、税務課 / 地域戦略部 交通まちづくり課
/ 交流文化部 定住交流課、観光誘客課、スポーツ課、文化課
/ 健康福祉部 長寿福祉課、地域医療課、保健予防課
/ 産業労働部 労働政策課
/ 農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、水産課】

重 点 事 項

(人づくり)

- 一人一人の個性が輝く、ふくいの未来を担う人づくり
- 教員の働き方改革の推進

(産業振興)

- 中小企業・新産業への支援充実
- 農林水産業の成長産業化
- 外国人が活躍できる環境の整備

(交通・まちづくり)

- 幹線道路ネットワークの整備推進
- JR小浜線および越美北線の維持・活性化
- 地域公共交通の利便性向上

(交流拡大)

- 北陸新幹線開業効果の最大化
- スポーツを通じた地方の活力創出
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

(安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 防災・減災、国土強靭化対策の加速
- 県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進
- 原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化
- 原子力発電所立地地域への自衛隊の配備
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

重点事項1

一人一人の個性が輝く、ふくいの未来を担う人づくり

【文部科学省】

本県においては、基礎的な学力・体力は身に付いているものの、全国と同様に、学年が進むにつれて地域への関心や自己肯定感が下がり、将来に明るい希望を見いだせない子どもが増える傾向にある。

こうした状況において、子どもたちが将来、夢や希望を実現し、地域の担い手として活躍していくためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるだけでなく、一人一人が個性を発揮し自らの可能性に挑戦し、一人では解決が困難な課題についても、多様な人々と協働しながら乗り越えていく力を育成することが不可欠であることから、以下の措置を講じること。

1 ICTを活用した学習への支援の充実

(1) タブレット端末整備後の保守管理等への支援

1人1台端末が持続的に活用されるよう、端末整備後の保守管理について財政支援を行うこと。また、更新時の費用に係る財政支援の方針を早期に示すこと。

(2) 学習者用ソフトウェア等への支援

小中学校におけるデジタル教科書の普及に向けた取組みを充実するとともに、令和4年度に教科書が改訂される高等学校においてもデジタル教科書の活用が進むよう、導入に係る財政支援を行うこと。また、各学校における授業支援アプリ等のソフトウェアの充実に向けた財政支援を行うこと。

(3) 学校における通信環境整備への支援

学校における通信量の増加に対応するための通信環境整備に伴う通信費の増額分に対して財政支援を行うこと。

(4) 家庭学習におけるタブレット端末活用のための通信費支援

家庭学習におけるタブレット端末の活用を促進するため、低所得世帯の生徒へのオンライン学習通信費の支援を充実すること。

2 学校施設整備に関する支援の充実

多様化する教育課題等に対応し、時代に即した学習環境を整備するため、学校の再編や大規模改修等に対する支援制度を拡充するとともに、十分な予算を確保すること。

高等学校施設についても、長寿命化対策や教育課題等に対応するための機能向上に対する財政支援措置の拡充を図ること。

3 新しい普通科のカリキュラム編成の弾力化等

中央教育審議会答申で示された学際的な学科や地域社会の課題に重点的に取り組む学科について、各高等学校が主体的に魅力化や特色化を推進できるよう、従来の普通科にはないカリキュラム編成の弾力化、必要な教科担任教員の配置基準など、具体的な制度設計について早期に周知すること。

また、新学科の教育課程が大学進学などの進路実現とどのようにつながるのか、大学入試のあり方と関連付けて、今後の見通しを示すこと。

さらに、各高等学校が国内外の高等教育機関や企業・経済団体等の関係機関と連携・協働した探究活動を推進するため、コーディネーターの配置などの補助制度を創設すること。

4 職業教育の充実

高度な技術や専門的な知識を身につけ、地域の産業を支える質の高い人材を育成するため、高校生を対象とした専門資格試験の受検費用の補助制度を創設すること。

また、高校生の進路選択の一つとして就職や進学以外にも起業等に触れる機会を充実し、新たな視点から地域産業を活性化させる人材を育成するため、起業家教育や起業家育成などに対する支援を行うこと。

5 特別支援教育の充実

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒が増加している中、「高校通級」に関して、当県では他県と比べ実施校数が多く、積極的に取り組んでいることから、地域の実情に応じた通級指導教員の加配などの財政措置を行うこと。

また、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、安全かつ安心な医療的ケアの実施体制を整えていくためにも、学校看護師等の配置に係る財政措置の一層の充実を図ること。

6 教育相談体制の一層の強化

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置への支援

児童生徒の成長を見守り、その特徴や個性を理解したきめ細かな生徒指導が行えるよう、専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に確実に配置できるよう財政支援の拡充を図ること。

(2) SNS等を活用した相談体制の構築

若年層の多くの人がSNSをコミュニケーション手段として活用している現状に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業を受けSNS等を活用した相談体制の必要性が再認識された。自治体が相談窓口を開設する場合は、予算の関係で時間帯や期間が制限されることから、国の責任において相談体制の構築を図ること。

7 外国語指導助手（ALT）等の活用促進に向けた支援

小学校英語の教科化への対応や中学校・高等学校での本物の英語コミュニケーションの充実のため、JETプログラム以外の外国語指導助手も含めたALT等の雇用および配置に対する財政支援の拡充を図ること。

8 学校再編に伴うスクールバス補助の拡充

少子化に伴い、学校の統廃合や再編が増加しているため、各学校の校区に合わせたスクールバスの運行が必須となることから、遠距離通学の補助期間の延長や補助要件の緩和等、財政支援の拡充を図ること。

9 日本語指導が必要な児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加に伴い、児童生徒の母語を話せる人材の確保、日本語指導ができる教員の養成、少数在籍校を含む一層の日本語指導教員の加配、日本語支援員の配置等に向けた財政措置を図ること。

また、児童生徒の多様な母語や日本語のレベルに応じた日本語指導や教科指導のための教材等の開発・配付への支援を図ること。

10 学習動画の作成・配信による「学びの保障」体制の構築

「授業目的公衆送信補償金制度」について、教育委員会が主体となって教材や学習動画の作成・配信を行う場合も制度の対象とすること。

また、緊急的に学習動画を作成・配信する場合は、補償金を無償とすること。

さらに、児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、学習指導要領に沿った学習動画等を、国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

【担当部署： 教育庁 教育政策課、高校教育課、義務教育課】

教員の働き方改革の推進

【文部科学省】

学校は、地域の行事への参加やボランティアの協力等を求められることも多く、「学校以外が担うべき業務」として単純に切り離すことは難しいのが実情である。さらに、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間だけを削減することを求められるところには限界がある。時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためにも、以下の措置を講じること。

1 教職員定数の改善・充実

時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するため、小学校の学級編制基準の見直しに当たっては、本県独自の少人数学級編制への支援や男性の育児休業の取得を推進していくためにも、教職員定数の純増を実現すること。

2 教育課程の再編成

学習指導要領を見直し、各教科で指導する内容を精選するとともに、複数教科で重複する指導内容を一教科に統合することで、授業時数を減らすなど思い切った教育課程の再編成を行うこと。

3 教職員業務の負担軽減と児童生徒支援の充実

教員免許更新制の廃止など、教職員の業務の削減につながる制度のスクラップを徹底的に行うとともに、学校徴収金の公会計化を促進するため、業務システムの導入費や徴収・管理を行う人材の入件費等について財政支援を行うこと。

また、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等、外部人材を配置するための十分な支援を行うこと。

4 部活動負担の軽減

(1) 部活動改革を進めるための環境整備

部活動改革を進める上では、休日の部活動のみでなく、平日の部活動の位置付け、学校体育連盟組織の在り方、部活動支援策の見直しなど、全体の方針を明確にすること。

(2) 休日の部活動の今後の方針

令和5年度以降の休日の部活動について、部活動の在り方に関するガイドラインや地域移行のスケジュールを早期に示すこと。

(3) 大会の在り方の見直しの推進

大会数の削減や学校のみとなっている参加資格の地域クラブ等への拡大、大会運営への教員の関わり方など、日本中学校体育連盟をはじめとする大会主催者に対して、国がリーダーシップを發揮し、大会の在り方の見直しを働きかけること。

(4) 部活動指導にかかる支援

平日の部活動指導員を確保するため、単価の引き上げ、大会引率旅費の支給対象への追加、同一人物の任用に係る期限（5年間）の撤廃を実現すること。

また、生徒のニーズに沿った充実した活動ができるよう、地域の部活動の受け皿づくりを推進するスポーツ協会や、クラブを運営するスポーツ団体および文化芸術団体等に対して必要な支援を行うこと。

5 教員の時間外手当の支給

教員が勤務時間外に行っている業務は、部活動を始め、授業の準備や事務処理など、「超勤4項目」以外であり、それが常態化している。教員のモチベーション低下や、教師を目指そうとする志願者数の減少を食い止めるため、時間外手当が支給されるよう給特法を改正すること。

6 教育現場に精通した弁護士の育成

スクールロイヤーの配置について、教育現場の実情に精通した弁護士を育成するための研修を各都道府県の弁護士会に働きかけること。

【担当部署： 教育庁 教職員課、義務教育課、保健体育課】

中小企業・新産業への支援充実

【経済産業省】

1 事業承継への支援の充実

(1) 小規模事業者向け施策の充実

地域において、経営者の高齢化や後継者問題により、特に小規模事業者の廃業が増加しているため、後継者のいない小規模事業者が第三者に株式や事業を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置（退職金と同様の控除）を講じること。

(2) 中小企業経営承継円滑化法の事務の簡素化および財源の措置

国から都道府県へ権限移譲された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」にかかる事務について、これまでの改正により、都道府県の事務量が増加しているため、手続きの簡素化や地方交付税措置の拡充を図ること。

2 地場産業の継承・発信への支援

(1) 後継者確保のための補助制度の充実

新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい経営状況が続く伝統工芸企業の雇用に係る負担を軽減し、若手人材が職人として産地に定着できるよう、奨励金を創設するなど補助制度の充実を図ること。

(2) 伝統的工芸品の世界に向けた発信

国際的大会・イベントにおけるチケット、賞状、国会議員の名刺、賓客に対するお土産品、競技場やパビリオンの内装、出展ブースの装飾等、あらゆる場面で越前和紙や越前漆器を始めとする伝統的工芸品を使用し、1,500年の伝統を誇る伝統工芸産業の伝統継承を支援すること。

重点事項 3

3 新技術開発や開発成果の事業化促進等に対する支援

本県が進めている航空宇宙産業やヘルスケア産業など新分野における技術開発と研究成果の事業化を促進するため、県内企業のすぐれた技術と県外企業とのマッチングや新規市場開拓などを行う、高度人材の配置について、経済効果に重点を置いた新たな支援制度を創設すること。

4 創業・ベンチャーの発掘・育成支援の充実

新たな地域経済の担い手を創出するため、民間事業者によるコワーキングスペース等の設置・運営や、官民が協働して伴走型で応援する仕組みの構築など、創業やベンチャー企業育成の環境づくりに対する支援制度を創設すること。

5 サプライチェーン対策の継続・拡充

感染症や災害等によるサプライチェーンの分断リスクを低減し、地方の生産拠点機能の強化を図る観点から、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、来年度以降も継続し、長期的に活用できることにすること。

また、地方の中小企業においても必要な調達・生産・物流体制の再構築を行えるよう、申請手続きを簡素化すること。

6 事業者の事前の防災・減災対策への支援の充実

近年、降雪による被害が各地で発生している中、「中小企業防災・減災投資促進税制」は、自然災害に対する事前対策のための設備投資に対して特別償却を措置しているが、除雪機器や融雪機器など雪害に備えた設備投資をその対象に加えること。

また、税制措置に加え、防災・減災のための設備や器具に対する補助金制度の創設を図ること。

【担当部署： 産業労働部 企業誘致課、創業・経営課、産業技術課】

農林水産業の成長産業化

【内閣府、農林水産省】

本県の農林水産業の推進に向け、研究・生産基盤の整備、次世代の人材育成、輸出拡大など以下の対策を講じること。

1 スマート農林水産業の推進

(1) ICT農機導入への支援

自動走行トラクタやロボット田植機等ICT農機の普及拡大に向け、強い農業・担い手づくり総合支援交付金における先進的農業経営確立支援タイプにイノベーション優先枠を設定すること。また、地域担い手育成支援タイプと合わせて、補助率・補助上限額を引き上げること。

(2) 先進的技術の開発

自動走行トラクタやロボット田植機を効率的に運用することができるよう、国が農機メーカーと連携し、圃場内作業や圃場間移動の完全無人化など先進的な技術の開発・実証を継続すること。

(3) 林業のDX推進に向けた支援

ICTを活用した林業生産の効率化に向け、森林資源量や地形を正確に把握する航空レーザ計測等に係る予算を十分に確保すること。また、航空レーザ計測等で得られた森林情報を共有・相互利用できる森林クラウド化の整備に必要な予算を十分に確保すること。

(4) スマート水産業推進に向けた予算確保・制度拡充

スマート水産業の漁業現場への実装を加速化するため、水産業強化支援事業における必要な予算を十分に確保すること。また同事業における対象機器の補助率を引き上げること。

2 次世代の農林水産業を担う人材育成

(1) 農業の人材育成支援制度の拡充

新規就農者の初期投資負担を軽減し、定着を促進するため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金において新規就農者を個別に支援するタイプを設けるとともに、事業費上限額・補助率を引き上げること。

(2) 林業の人材育成支援制度の創設

自伐林家や特用林産物の複合経営をめざす新規就業者が、先進的な林業者のもとで、自立するための知識や技術を習得する場合に、必要な経費に対し支援する制度を創設すること。

また、ふくい林業カレッジ研修生に給付する「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分に確保すること。

(3) 水産業の人材育成支援制度の創設

水産業の新規就業者の生活基盤が確保できるよう、就業後の給付金制度を新たに創設すること。また、ふくい水産カレッジ研修生が利用できる次世代人材投資事業（準備型）の予算を十分に確保すること。

3 農業農村整備・森林整備等の予算確保

(1) 農地・農業用水利施設整備に係る予算確保

農業の生産力向上に必要な、農地の区画拡大や農業用の用排水路等の整備予算を十分に確保すること。

また、農業用水利施設の機能強化・長寿命化対策や適切な維持管理、水田の持つ保水機能の活用など、国土強靭化対策を図るために予算を安定的に確保すること。

(2) 森林整備に係る予算確保

主伐・再造林および間伐等の森林整備を計画的に進めるため、事業の遂行に必要な予算を十分かつ安定的に確保するとともに、森林環境譲与税の導入が既存の予算に影響を及ぼさないようにすること。

また、森林整備に必要となる林道や作業道など路網整備について、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

4 競争力のある園芸産地拡大への支援

園芸の産地化と所得向上を目指し、県では本年度からニンジンやキュウリの販売額1億円の園芸団地を県内広域で多数育成することとしており、新規就農者の定着と園芸産出額の拡大の施策を進めている。それに必要となるJA等によるリースハウス団地の整備、水田を活用した園芸の共同利用機械の導入、広域集出荷貯蔵施設の整備への取組みに対し、十分な予算を確保すること。

5 米以外の作物の本作化に向けた支援強化

水田活用の直接支払交付金について、主食用米と同等以上の所得を確保できるよう、令和4年度以降も現状の交付単価を維持するとともに、十分な予算を確保すること。

また、主食用米からの作付転換をさらに促進するための事業については、生産者個々の作付転換の面積に応じて確実に支援が受けられる仕組みとするなど、生産者が取り組みやすい制度に改定すること。

6 輸出拡大のソフト・ハード事業に係る予算確保

輸出拡大に向け、グローバル産地づくりに必要な調査や計画策定、HACCP等に対応した施設改修や機器導入など、輸出にチャレンジする農林水産事業者への支援について、十分な予算を確保すること。

7 国営造成施設の更新対策

国営かんがい排水事業（一般型）の対象とならない基幹水利施設において、長寿命化計画に基づく適切な保全対策に併せ、環境負荷軽減や維持管理コスト軽減を図るため、再生可能エネルギーの活用および最新技術による省エネ・省力化対策が一体的に行える事業制度を創設すること。

8 鳥獣害対策に係る支援制度の見直しと更なる予算の確保

ニホンジカの捕獲経費に係る支援単価の見直し、山際点検管理道の整備支援制度や高齢化が進む集落への侵入防止柵補助要件の緩和など、鳥獣害対策を進めている地域の実情に応じた支援制度となるよう見直すこと。

また、イノシシやシカ等の鳥獣による農作物被害を着実に減らしていくため、地域の要望に対し充実した交付金の配分となるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の更なる予算を確保すること。

9 林業の基盤整備の充実に向けた支援

林業の生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入にかかる補助要件を緩和するとともに、木材の利用拡大を図るための大型加工施設の整備に係る予算を十分に確保すること。

10 公共、民間建築物の木造化・木質化の推進

公共建築物等の木造化・木質化を促進するため、既存事業において、完成までに複数年を要する施設を支援の対象にするとともに、モデル性の有無に関わらず補助率の引上げを図ること。

また、脱炭素社会の実現に資するため、民間建築物についても木造化・木質化が推進されるよう、実効性のある仕組みを構築するとともに必要な予算を確保すること。

11 水産学術産業拠点の整備への支援

(1) 共同研究への参画・支援

トラウトサーモンやマハタの生産拡大につながる養殖技術の開発やＩＣＴを使った効率的な養殖管理システムの開発など、県、県立大学、民間企業等が連携して実施する共同研究に参画するとともに、その研究費を支援すること。

(2) 产学官連携による人材育成への支援

水産増養殖分野の即戦力となる若手技術者を育成するため、誘致する企業との実践的な共同実習を行う教官について、水産研究・教育機構から派遣すること。

(3) 施設整備への支援

产学官が連携して行う人材育成および共同研究に必要な施設の整備に対し、最大限支援すること。

12 防災・減災、国土強靭化に資する漁港機能増進事業の継続・要件緩和

漁港利用者の安全性の向上や漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援し、漁港機能の増進と防災・減災、国土強靭化の推進を図るため、十分な予算を確保して事業を継続するとともに、事業規模の小さい整備についても支援を受けられるよう下限事業費を撤廃すること。

13 外国漁船の違法操業に対する取締強化

大和堆を含む我が国の排他的経済水域内において、違法操業を行う外国漁船を排除し、本県の漁業者が安心して操業できるよう、万全を期すこと。

【担当部署：農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、農村振興課、水産課、県産材活用課、森づくり課】

外国人が活躍できる環境の整備

【法務省、文部科学省】

新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、今後、外国人労働者数のさらなる増加が見込まれている。

本県の外国人住民が安心して安全に暮らし、地域と共生しながら、今後さらに活躍できる環境を整えるため、以下の支援を行うこと。

1 外国人の相談窓口整備の推進

「外国人受入環境整備交付金」の限度額区分について、基準となる外国人住民数は最新値を用いた上で、外国人住民の全住民に占める割合や窓口での対応状況を考慮するなど市町村の実情に応じたものになるよう見直すこと。

2 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。

また、自治体による日本語学習の体制強化を図るため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は必須項目を無くすなど、応募要件を緩和するとともに、補助率の引き上げやコーディネーターの派遣など、支援の充実を図ること。

3 外国人住民に対する生活支援の充実

外国人住民の安全・安心な生活を確保するため、公的機関等における通訳や多言語ホームページ、案内板などによる情報提供体制の整備、人材の育成に対する財政措置の拡充を図ること。特に、災害や急病などの緊急時に必要な支援を行うため、災害・医療通訳の人材育成に対する財政措置や専門家派遣などの人的支援を行うこと。

4 外国人材の受け入れ

(1) 受入機関に対する支援制度の創設

人材不足が深刻な中小・小規模事業者が、円滑かつ適正に特定技能外国人を受入れができるよう、事業者の負担を軽減するための支援制度を創設すること。

(2) 受入れに係る相談体制の整備

年々増加する特定技能外国人や技能実習生等が適正かつ適切な環境で就業等ができるよう、受入機関等の監督・指導権を持つ国において、都道府県ごとに相談や専門家派遣の実施等を行う機関を創設すること。

【担当部署： 産業労働部 国際経済課、労働政策課】

幹線道路ネットワークの整備推進

【国土交通省】

本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 幹線道路の整備推進

(1) 国道 417 号冠山峠道路の早期完成

冠山峠道路は、日本海側と中京圏を直結する重要な路線であり、歴史的につながりの深い池田・丹南地域と岐阜県美濃地域の交流促進のみならず、福井県・岐阜県相互の広域観光ルートを形成する道路であるため、令和 5 年内の開通に向けて工事を推進すること。

(2) 国道 27 号青葉改良の整備推進

国道 27 号の福井県・京都府境部は近畿・北陸を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、今年度から新規事業化された青葉改良について、整備推進に必要な予算措置を行うこと。

2 高規格道路等の整備推進のための予算確保

令和 3 年度から 7 年度を期間とする「防災・減災、国土強靭化 5 か年加速化対策」に基づき、高規格道路等の幹線道路の整備が戦略的・計画的に進められるよう、安定的・持続的に予算を確保すること。また、令和 4 年度予算について、要求額を満額確保すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

J R 小浜線および越美北線の維持・活性化

【国土交通省】

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響により、J R西日本においては、収益の柱である新幹線や大都市圏での利用が激減し、これまで内部補助で成り立ってきたローカル線について、将来にわたる維持が困難になってきたことが顕在化してきている。

J R 小浜線・越美北線は県内を結び、通勤や通学など地域の人々の暮らしや経済を支える重要な交通機関であるとともに、北陸新幹線福井・敦賀開業時に増大する観光客の重要な二次交通として期待されていることから、将来にわたり維持・活性化していくため、以下の対策を講じること。

1 鉄道事業者に対する国の関与の強化

日常生活に欠かせない交通基盤を維持するため、減便や駅の無人化等について、地域と十分協議を行い慎重に判断するよう鉄道事業者を指導するなど、国として積極的に関与すること。

また、路線廃止については、地域住民の生活や経済活動に大きな影響を与えることから、事業者の届け出で廃止できる現行の鉄道事業法を、国が地元自治体の意見を聞いて判断する制度に見直すこと。

2 J R ローカル線の維持・活性化への支援

J R ローカル線の将来にわたる安定的な維持・活性化を図るため、路線ごとの運営費支援制度の創設など、内部補助に頼らない制度を構築すること。

重点事項 7

3 快速化・安全対策の強化

JR小浜線の利便性を向上させるため、行き違い施設の整備などによる快速化や荒天時に安全で確実な運行を行うための施設整備に対し財政支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 交通まちづくり課】

重点事項8

地域公共交通の利便性向上

【総務省、財務省、経済産業省、国土交通省】

地域公共交通は、地域社会・経済の基盤となるものであり、地方創生の実現に重要な役割を担うものである。しかしながら、急速な人口減少が進む地方の交通事業は、利用者の減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となってきた。

今後、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保はもとより、地域の新たな移動手段として期待される自動走行やMaaSの導入など、地域公共交通の利便性向上のため、以下の対策を講じること。

1 地域公共交通網の充実と高齢者の移動手段の確保

地域公共交通網の維持・充実のため、地方の実情を踏まえた財政支援や制度設計等を行うとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を確保するための対策を拡充すること。

- ① 交通事業者のみならず、自治体や地域住民による移動手段の維持・確保に向けた多様な取組みに対しても、新たに支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じて行う生活交通の維持・確保に向けた取組みに対し、十分な予算を確保すること。また、地域間を結ぶ広域路線バスについては、人口減少が進む地域の実情に配慮し、利用者の減少に伴う補助金の減額や対象外とすることがないよう、制度を見直すこと。
- ③ 高齢者や高校生等の移動手段として必要不可欠な路線バスやコミュニティバスの維持・確保のため、県や市町が実施する運行支援について、特別交付税措置など十分な財政支援を行うこと。
- ④ 地方鉄道の安全・安定運行に必要となる施設整備や、利用促進に向けた取組みを積極的に進めるため、十分な予算額を確保すること。

2 新モビリティサービス導入への支援

- ① 地域公共交通の利用者の増加や利便性向上に向け、A I オンデマンド交通やキャッシュレス化、ロケーションシステム等の導入を進めるために必要となる整備に対し、十分な予算を確保すること。
- ② 来県者や地域住民の移動手段として、自動運転移動サービスを開始した「永平寺参らーど」における車両や通信機器等の整備等に対し、支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 交通まちづくり課】

北陸新幹線開業効果の最大化

【内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業とその後の大坂までの全線開業は、本県にとって 100 年に 1 度のチャンスであるが、開業の 1 年延期により、経済的損失への対応、誘客戦略の見直し等が必要となっている。この 1 年を開業に向け、さらに磨き上げを行うための準備期間と捉え、観光地のさらなるスケールアップや新幹線玄関口の整備など、魅力的なまちづくりに必要な対策を講じること。

1 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上への支援

(1) 地域連携 DMO による観光地域づくりへの支援

令和 5 年度末の北陸新幹線福井・敦賀開業や令和 7 年に開催される大阪・関西万博に向け、福井県版 DMO（福井県観光連盟）が長期的かつ十分な財源を確保し、国内外から観光客を呼び込む質の高い観光地域づくり（民間プレーヤーへの支援等）に取り組めるよう、本県申請の地方創生推進交付金について先駆タイプで採択すること。

(2) 観光地整備への支援

地域固有の優れた景観資源の保存・活用による観光地の魅力向上を図り、観光客の周遊・滞在を促進するため、令和元年度で終了した「景観まちづくり刷新支援事業」を再度事業化するなど必要な予算措置を行うこと。

(3) 国定公園の魅力向上への支援の拡充

本県の東尋坊や三方五湖などに代表される、優れた観光資源を有する国定公園の魅力を向上させるため、ビジターセンターの整備や遊歩道の再整備への支援等、十分な予算規模を確保すること。

(4) サイクルツーリズム推進への支援の拡充

「先進的なサイクリング環境整備事業」について、サイクリングルートとしての要素が一定以上の水準にあることなどが補助要件となっていることから、今後新たに整備を進めるサイクリングルートについても補助対象となるようメニューを拡充し、本県が三方五湖を中心として整備を進めていく「若狭湾サイクリングルート（仮称）」に対しても支援すること。

2 商店街等の活性化への支援

各地域の商店街等において、インバウンド客を迎える準備、コミュニティ拠点の整備、再開発事業下での賑わい創出など、多様な課題の解決に向けた地域の取組みを支援すること。

【担当部署： 交流文化部 観光誘客課 / 産業労働部 産業政策課】

スポーツを通じた地方の活力創出

【文部科学省】

本県では、平成30年福井国体・障スポ、さらに東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりとともに、スポーツコミッショナにより大規模大会・イベントの誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツをまちづくりや交流人口拡大につなげる取組みを進めることとしている。

このため、スポーツを通じた地方の活力創出のため、以下の支援を行うこと。

1 全国規模のスポーツイベントの持続的な開催

国内外から地方に人を呼び込むため、地域スポーツコミッショナによる全国大会や世界大会、スポーツイベントの持続的な誘致・開催に向けたソフト・ハード両面の支援を拡充すること。併せて、地方におけるスポーツ施設の整備に対して、民間資金の導入促進を図るための新たな制度を検討すること。

また、地方におけるスポーツイベントやスポーツ活動の振興のため、スポーツ振興くじ助成金の助成対象を法人格の無いスポーツ団体にも広げるなど、支援の充実を図ること。

2 陸上競技場の公認基準の緩和

地方でも有力選手が集う大規模大会やイベントの開催を可能とするため、陸上競技場の国際認証および国内認証の施設基準について、施設を所有する自治体の過度な経費負担にならないよう、走路部のウレタンの質や設備等の基準を緩和するなど、国からも競技団体に働きかけること。

3 総合型地域スポーツクラブの活動への支援

地域のスポーツ活動の拠点である総合型地域スポーツクラブが、令和4年度からの登録認証制度の開始以降も適切な運営ができるよう、クラブの課題となる指導者確保や会員増に対して支援の充実を図ること。

4 トップアスリートの活躍の場の創出

オリンピック・パラリンピックで活躍したトップアスリートが、地域に一定期間居住し、地方の子どもたちに夢を与え、ジュニア選手の育成や地域・家庭での運動習慣づくりなどに貢献する活動を行う仕組みづくりを行うこと。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課 / 教育庁 保健体育課】

重点事項 1.1

福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積している。地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、福井の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

1 文化遺産の国内外への発信

(1) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ① 「糸崎の仏舞」（国の重要無形民俗文化財）は奈良時代・天平文化の舞楽をほとんど形を変えずに現代に伝承する貴重なものである。ユネスコの未審査案件である諸鈍芝居（鹿児島県）と他の無形民俗文化財を渡来芸・舞台芸にグルーピングするにあたっては、「糸崎の仏舞」を含めて早期にユネスコに提案すること。
- ② 越前和紙（国の重要無形文化財）をユネスコ無形文化遺産である「和紙」に早期に追加登録すること。
- ③ 「水海の田楽・能舞」、「睦月神事」（いずれも国の重要無形民俗文化財）を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。

(2) ユネスコ「世界の記憶」の登録

福井県敦賀市は、第二次世界大戦当時、外交官杉原千畝氏（在リトニア領事代理）^{たてかわよしつぐ}や建川美次氏（在ソ連大使）らが発給した「命のビザ」を手にしたユダヤ人難民が上陸し、彼らを温かく迎え入れたゆかりの地である。関係者が一丸となって千畝氏等の記録をユネスコ「世界の記憶」に申請する際は、敦賀市が保有する資料を他の関係記録物と合わせて申請すること。

(3) 文化財名称の見直し

「重要文化財」という名称は、外国語に翻訳しても外国人にはその価値が伝わりにくいことから、名称を「国宝」に変更し、そのうち特に重要なものを「特別国宝」に変更するなど、文化財の活用促進に向けて見直しを検討すること。

(4) 国指定文化財への早期指定

現在、保存活動を進めている丸岡城など、本県の優れた歴史的な文化財を国宝や重要文化財などに早期に指定すること。

2 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の再整備支援

(1) 発掘調査・整備支援

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、さらに発掘調査・整備を進めることにより、我が国中世都市の新事実解明など、その研究成果を活用して、文化観光やインバウンド推進に結び付けることができる貴重な文化観光資源である。

本遺跡をはじめ、学術的新発見を見込むことができ、多くの観光誘客につながる文化財の発掘調査・整備について、既存の補助制度とは別枠で国が公募・選定し、より手厚く支援する新たな制度を設けること。

(2) 再整備支援

福井県では、経年劣化が進む遺跡の保存技術の確立を目指し、令和2年度から奈良文化財研究所と連携研究を開始している。

その成果は全国の史跡・名勝等の保存対策の基準となり得るものであり、この研究に基づき実施する再整備に対し、新たな支援制度を設けること。

【担当部署：交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【厚生労働省】

1 実効性のある医師確保策の実施

- ① 医師の地域偏在を是正するため、臨床研修医募集定員の総数を削減するにあたっては、都市部に対して採用実績を下回るシリングをかけるなど、都市と地方の格差が拡大しないよう措置するとともに、地方の臨床研修医募集定員を大幅に削減することがないよう配慮すること。
- ② 時間外労働上限規制適用後、地域の医療体制を確保するためには、さらなる医師確保が必要であることから、医学部臨時定員の見直しにあたっては地域医療の実態やワークライフバランス等を十分に把握し慎重に議論するとともに、偏在解消までは地域枠の設置を認めること。
- ③ 医師少数区域への医師派遣にあたって、派遣元病院に対し、派遣にかかる経費の助成措置を講じること。

2 陽子線がん治療の促進

- ① 平成30年4月の診療報酬改定で、小児がんに加え、前立腺、頭頸部の一部、切除非適用の骨軟部のがんに公的医療保険の適用が拡大されたが、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう、これら以外の肝臓や肺などのがんについても早期に保険適用とすること。
- ② 保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されており、このままでは大幅な減収が生じ施設運営が困難となるため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

3 全国一律の子ども医療費助成制度の創設

子育て家庭の医療費に係る負担を軽減するため、地方自治体が医療機関の窓口における負担軽減（現物給付）による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

また、県境を越えて医療機関を受診する際に、他都道府県との助成制度の違いによって、制度本来の目的に沿った利便性を享受できないことが生じるため、国の責任において、子どもの医療費に係る全国一律の制度を創設すること。

4 障がい者福祉の向上

① 令和3年報酬改定において、グループホームにおける医療的ケアが必要な重度の障がい者の受け入れに対し評価されたが、医療的ケアが必要な方を多く受け入れないと採算性が課題となるため、少数の受け入れでも収支均衡がとれる報酬設定とし、受け入れ事業所の拡大を図ること。

また、自宅での入浴が困難な重度の障がい者に対し生活介護事業所が実施する入浴サービスについても、現在報酬が設定されていないことから加算制度を創設すること。

② 令和3年報酬改定において、小規模事業所の基本報酬引き上げや、常勤の相談支援専門員の配置人数に応じた報酬単価が設定されたが、個別計画作成の報酬単価は計画作成に係る労力に見合っていないため、適正な単価とすること。

③ 障がい者の送迎については、就労や生活介護などの福祉サービスの利用に不可欠であるが、地方においては送迎距離が長く、燃料費等の負担が大きいため、一律となっている単価を距離に対応したものとすること。

また、精神障がい者にも、身体障がい者や知的障がい者と同様に、運賃や利用料の減免などの支援が受けられるように、国としてJRなどの公共交通機関に対して働きかけを行うこと。

さらに、障がい者の外出を支援する移動支援事業を特別支援事業化し、実施主体である市町村への補助を充実させること。

- ④ 障がい児保育の充実を図るため、市町の交付税算定に当たっては年度途中に入所する障がい児も含めた算定とするなど算定方法を見直し、十分な財政措置をすること。

また、医療的ケア児の入所希望に適切に応えるため、公立幼稚園や保育所等と同様に私立幼稚園が医療的ケア児を受け入れた際の財政支援を行うこと。

- ⑤ 重度訪問介護事業所において、24時間対応とするためには、多くの支援員が必要となるが、利用者が少ない事業所は採算性が課題となるため、利用者が少ない地方においても同サービスを提供できる事業者を確保できるような報酬設定とすること。

5 介護人材・保育人材の処遇改善の促進

介護人材については、施設と介護従事者の充実による安心介護を実現するため、従事者全体の処遇改善に確実に繋がることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること。

また、保育人材については低年齢児の保育需要の増加に応えるため、さらに多くの保育士等の確保が必要となることから、処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するとともに、保育の質を確保するための職員配置の改善や研修体制整備に対する支援の充実を図ること。

6 骨髓ドナー支援制度の創設

官公庁や大手企業等で導入されている「骨髓ドナー特別休暇制度」の法制化に向けて、普及拡大を図るとともに、国において休業補償制度の創設等を行うこと。

7 実効性のあるGMP調査を実施するための体制整備

今般発生した医薬品製造所における不正事案を受け、今後、さらに厳正なGMP調査を行うため、以下の対策を実施すること。

- (1) 県が無通告立入調査を実施する場合、PMDAからのGMP調査員派遣や、近隣県からの調査員同行を可能とする体制の整備、ならびに旅費など所要の経費について予算措置すること。
- (2) 県調査員の調査能力向上のため、PMDA調査員対象の教育訓練に参加するための体制を整備すること。また、県における無通告立入調査を強化するため、県職員を対象とした、国やPMDA等主催の研修会を実施すること。
- (3) 県が実効性のあるGMP調査を実施する上で、各都道府県からの同行要請の増加に備え、国が経験豊富なGMP職員を確保し、登録・派遣する制度を創設するなど、地方との更なる連携体制を整備すること。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課、障がい福祉課、子ども家庭課

地域医療課、保健予防課、医薬食品・衛生課】

防災・減災、国土強靭化対策の加速

【内閣府、国土交通省】

近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など様々な自然災害が全国各地で頻発・激甚化している。いつどこで起きるかわからない災害から国民の命を守り、暮らしと経済を支える防災・減災、国土強靭化は喫緊の重要課題であることから、以下の対策を講じること。

1 地域の国土強靭化加速に必要な予算・財源確保

国土強靭化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、令和3年度から7年度を期間とする「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」において、今般の大雪を踏まえ、雪害対策など対象事業の拡充を行うとともに、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。

【拡充が必要な事業の例】

- ・消雪施設の整備・更新、防雪施設の整備、除雪機械の整備
- ・道路照明のLED化

等

2 「流域治水」による国土強靭化対策の推進

「流域治水」の取組促進には、氾濫を許容する地区の設定や田畠での洪水貯留など、地域に負担を強い取り組みも必要なことから、関係省庁間のより緊密な連携により、地域の方々の理解と協力を得られるための十分な補償・支援制度の創設や予算措置を行うこと。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課】

県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進

【内閣府（警察庁）、総務省、国土交通省、環境省】

1 治水事業の推進

（1）足羽川ダム建設事業の推進

福井豪雨により甚大な被害を受けた県都福井市の中心部を洪水から守るために、ダム本体工事を着実に進め、計画どおり令和8年度に完成すること。

また、水源地域である池田町の地域振興に寄与する、国道417号板垣坂バイパスおよび国道476号白糸バイパスに必要な予算措置を行うこと。

（2）吉野瀬川ダム建設事業の推進

北陸有数の製造品出荷額を誇る越前市を洪水から守るために、ダム本体工事に必要な予算措置を行うこと。

（3）九頭竜川上流ダム再生事業の推進

近年の激甚化する豪雨等による洪水から福井市をはじめとする九頭竜川流域を守るため、九頭竜川上流の既設ダムの有効活用によるダム再生事業の調査検討を速やかに行い、治水機能の増強を図ること。

（4）直轄河川事業の推進（九頭竜川、日野川、北川）

①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削（日野川水防災・湿地創出事業）を推進すること。
また、九頭竜川や日野川における堤防拡築等（フェニックス堤防整備事業）についても推進すること。

- ②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の高塚地区（小浜市）の河道掘削等を推進すること。

（5）県管理河川整備の着実な推進

- ①複数の橋梁架替えや地下放水路の築造を推進している福井市中心部を流れる底喰川や勝山市街を流れる大蓮寺川の「大規模特定河川事業」、県営排水機場の排水ポンプ設備の更新を実施する「大規模更新河川事業」に対し、着実に予算措置を行うこと。
- ②あわせて、氾濫発生の危険性の高い竹田川や吉野瀬川、笙の川、江古川など県管理河川の治水安全度を高めるため、改修の着実な推進に対し必要な予算措置を行うこと。
- ③「防災・減災、国土強靭化のための緊急3か年対策」により、大規模河川におけるしゅんせつ・伐木対策は概ね実施できたが、その支川に当たる中小河川での対策を推進するため、「緊急浚渫推進事業債」に対し、必要な予算措置を行うこと。

2 社会インフラの長寿命化対策の推進

- ①老朽化が進行する公共施設等について、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策として、計画的に長寿命化対策を実施できるよう、要修繕箇所の対策を確実に実施するための予算を安定的に確保するとともに、令和4年3月末までとされる公共施設等適正管理推進事業債の措置期間を延長すること。
- また、合同庁舎、土木事務所など、災害発生時の拠点として施設・設備が適切に機能するよう長寿命化対策を図ることが特に必要な公用施設について、事業債の対象に加えること。

- ② 堤防や小規模な水門・排水機場等は、治水上重要なインフラであるため、これらの河川管理施設の定期点検についても、橋梁やトンネルなどの道路施設と同様に補助の対象とすること。
- ③ 堤防や樋門・水門等の河川施設の適正な維持管理は、長寿命化対策を推進するうえで非常に重要であることから、河川施設の点検や台帳の整備等の維持管理業務について、省力化、効率化、高度化が期待できるインフラDXの推進に必要な予算措置を行うこと。
- ④ 洪水被害の発生を防止するため、事前放流等のダム操作を確実に行えるよう、ダム設備の修繕、更新について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ⑤ 下水道が水質保全等公共性の高い役割を担っていることを踏まえ、下水道施設の改築について、引き続き、防災・安全交付金による必要な予算措置を行うこと。
- ⑥ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕等について、財政支援の充実を図ること。
- ⑦ 橋梁やトンネルなどの道路インフラ施設について、長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の修繕が図れるよう、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

3 防災・減災に役立つICTの開発および支援

水防活動の円滑化を図るため、河川管理者以外が設置する小規模な水門・樋門等について、国が進めている排水機場操作の遠隔化など、インフラDXの推進および技術開発の促進を図ること。加えて、整備に必要な予算措置を行うこと。

4 空き家の敷地に対する固定資産税の特例解除

空き家の利活用や除却を促進するため、空き家の敷地に対する固定資産税について、居住実態がなくなつてからの期間など統一的な基準を示したうえで、住宅用地特例を解除する制度改正を行うこと。

5 地元建設事業者の受注機会の拡大

国の直轄事業やNEXCO中・西日本の舞鶴若狭自動車道4車線化における工事発注において、地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに、県産品の活用を促進すること。下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

6 地元建設産業の担い手確保

建設業における働き方改革を推進し、地域の安全・安心を支える地元建設産業の担い手を確保するため、国が示す週休2日制の補正係数の更なる割増しを行うとともに、福井県が全国でも先進的に取り組んでいる毎週土日を現場閉所とする完全週休2日制について積算基準を新たに設けること。

また、建設現場の生産性向上を図るため、ICT工事の普及・拡大に向けた技術支援や積算基準を見直し、工事費用を増額するなど建設事業者が取組みやすい環境を整えること。

7 防災・減災対策への支援の充実

避難情報を確実に伝達するため、スマートフォン等を持たない世帯にも発信できる新しい情報伝達手段の開発・整備に対して財政措置の充実を図ること。

また、災害対策基本法の一部改正に伴い、避難行動要支援者の個別避難計画策定について市町の努力義務となったことから、計画作成にあたる人材等を確保するための財政支援を充実すること。

8 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

防災気象情報は、住民の避難行動の重要な判断材料となることから、観測所の増設など観測体制を強化し、地域ごとのきめ細かな降雨・降雪予測など、更なる予測精度の向上を図るとともに、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。

特に、「一層の警戒を呼びかける大雪情報」や「顕著な大雪に関する気象情報」については、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、分かりやすく情報提供すること。

9 風水害対策の推進

災害対策基本法の一部改正に伴い、避難勧告・避難指示が一本化されたことなどについて、目的や内容を住民が正しく理解し、災害時に適切な行動を取ることができるよう、令和元年東日本台風等の教訓も踏まえ、一層の普及啓発を行うこと。

10 交通安全施設の着実な維持管理・更新に向けた取組の強化

大規模な自然災害が多発し、広域的な交通規制・迂回措置の重要性が高まっている中、交通規制が的確に行われるよう、全国的な幹線道路における交通安全施設等の整備・維持管理について補助の拡充を図ること。

11 消防の連携・協力に係る財政支援等の充実

消防の広域化に関する都道府県への財政措置と同様に、連携・協力（通信指令の共同運用）についても、県が行う市町への支援について財政支援すること。

12 消防防災ヘリコプター操縦士の確保対策の強化

消防防災ヘリコプターの2人操縦体制の確保については、操縦士の不足や高齢化が課題となっていることから、免許取得費用への財政支援など国の責任において操縦士の養成・確保に取り組むこと。

13 敦賀市民間最終処分場対策に係る財政支援の継続

令和4年度末で失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく敦賀市民間最終処分場対策事業について、国の財政支援を継続すること。

【担当部署：総務部 財産活用課 / 安全環境部 危機対策・防災課、循環社会推進課
/ 土木部 土木管理課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課
都市計画課、建築住宅課 / 警察本部 交通規制課】

重点事項 15

原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮等を原子力施設警備隊敷地内に整備すること。

2 原子力施設警備隊の体制強化

原子力施設の警戒警備の徹底のため、原子力施設警備隊の体制を強化すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

原子力発電所立地地域への自衛隊の配備

【防衛省】

福井県は、過去に拉致被害が発生し、近年においては、北朝鮮の不審船が漂着するなど、継続的に北朝鮮の脅威にさらされている。しかし、本県には連隊・大隊クラスの部隊が配備されておらず、日本海側における防衛上の空白地帯になっている。さらに嶺南地域は、わが国の重要施設である原子力発電所が全国最多の15基立地している。

こうしたことから、本県嶺南地域は、未だ核・ミサイルの廃棄に進展が見られない北朝鮮のミサイル攻撃およびゲリラ・特殊部隊による攻撃の対象になる危険性が高い。

立地地域の県民の安全・安心を確保し、さらには国家安全保障に万全を期すためにも、国として強い危機感を持ち、以下の対策を講じること。

1 嶺南地域への自衛隊の配備

- ①「原子力発電所近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講ずる」と明記された中期防衛力整備計画（令和元年度～5年度）に基づき、展開基盤の確保等にかかる検討を加速し、いかなる状況においても迅速な事態対処を可能とする自衛隊の基地等を整備すること。
- ②弾道ミサイル攻撃・テロ等の抑止力となり、地域住民の安心を確保するため、中部方面隊からの再配置を含め、嶺南地域へ自衛隊を配備すること。

【担当部署： 地域戦略部 未来戦略課、市町協働課
/ 安全環境部 危機対策・防災課】

拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

全国には、800人を超える北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者がいる。うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おり、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

菅総理大臣は、就任直後の国連総会での一般討論演説において、拉致問題の解決に向けて、拉致、核、ミサイルを包括的に解決するため条件を付けずに金正恩委員長に向き合う決意を表明した。また、米国のバイデン大統領や各国首脳と相次いで電話会談を行い、日本人拉致問題に対する協力、支援および支持を要請するなど、国際社会に向けて拉致問題解決への積極的な働きかけを行っている。

政府は、引き続き米国をはじめとする国際社会との連携により北朝鮮への圧力を緩めることなく、日朝首脳会談の実現も見据え、一刻も早く拉致問題が解決できるよう、あらゆるチャンスを逃すことなく最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】